

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成30年9月18日(火曜日)

午前9時30分～午後3時43分

2. 場 所 委員会室

3. 出席委員 猶 野 智 和 委 員 長 下 井 克 己 副 委 員 長
竹 岡 昌 治 委 員 徳 並 伍 朗 委 員
秋 山 哲 朗 委 員 安 富 法 明 委 員
岩 本 明 央 委 員 山 中 佳 子 委 員
三 好 睦 子 委 員 高 木 法 生 委 員
岡 山 隆 委 員 秋 枝 秀 稔 委 員
戎 屋 昭 彦 委 員 杉 山 武 志 委 員
末 永 義 美 委 員 荒 山 光 広 委 員

4. 欠席委員 な し

5. 出席した事務局職員

綿 谷 敦 朗 議 会 事 務 局 長 大 塚 享 議 会 事 務 局 長 補 佐
篠 田 真 理 議 会 事 務 局 主 任

6. 説明のため出席した者の職氏名

西 岡 晃 市 長 篠 田 洋 司 副 市 長
石 田 淳 司 市 長 公 室 長 田 辺 剛 総 務 部 長
藤 澤 由 文 地 方 創 生 監 大 野 義 昭 市 民 福 祉 部 長
志 賀 雅 彦 建 設 農 林 部 長 西 田 良 平 観 光 商 工 部 長
白 井 栄 次 観 光 商 工 部 次 長 佐 々 木 昭 治 総 務 課 長
竹 内 正 夫 財 政 課 長 内 藤 賢 治 地 域 福 祉 課 長
市 村 祥 二 農 林 課 長 佐 伯 憲 一 建 設 課 長
岡 崎 堅 次 教 育 長 金 子 彰 教 育 委 員 会 事 務 局 長
西 村 明 久 教 育 総 務 課 長 秋 本 勝 彦 生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 推 進 課 長
井 上 辰 巳 文 化 財 保 護 課 長

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（猶野智和君） おはようございます。ただいまより、予算決算委員会を開会いたします。

それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案2件につきまして、審査いたしたいと思っておりますので、御協力をよろしく願いいたします。

議長、報告等ございませんか。

○議長（荒山光広君） ありません。

○委員長（猶野智和君） 本定例会より、タブレットを導入したところであり、その操作等のため、説明は着座にて行うこととしております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、審査を始めます。

議案第75号専決処分の承認について（平成30年度美祢市一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。執行部より説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） それでは、議案第75号を御説明いたします。

ただいま送信いたしました議案画面をごらんください。

議案第75号は、平成30年度美祢市一般会計補正予算（第2号）に係る専決処分の承認についてであります。

これは、8月9日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年度美祢市一般会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

それでは、補正予算（第2号）を御説明いたします。

初めに、歳出から御説明いたします。恐れ入りますが、14ページ、15ページをごらんください。よろしいでしょうか。

2款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費であります。右側説明欄の001一般職員人件費において、244万9,000円を追加しております。

これは、平成30年7月豪雨への対応に係る時間外勤務手当であります。

平成30年7月豪雨におきましては、7月5日に大雨注意報が発表されて以降、職員1名が交代で情報収集の対応を行い、7月5日午後2時21分に大雨警報が発表されて以降は、関係部署の職員が夜間も交代で対応に当たっております。

さらに、7月6日9時に市内全域を対象とした避難準備高齢者等避難開始を発表してからは、市内19カ所に避難所を設け、夜も職員が避難所の運営に当たったところでもあります。また、一部の管理職職員も避難所運営等の対応に当たりました。

その後は、7月6日午前——済みません。7月7日午前6時に全ての避難情報の解除を行い、7月9日午前5時6分に大雨注意報が解除されたことをもって、職員の配備を終了したところでございます。

一方で、時間外勤務手当につきましては、当初予算において、総務課が所管する職員、並びに年間を通じて第一警戒態勢及び第二警戒態勢において待機する各課の職員の時間外勤務手当、及び県等に派遣しております職員の時間外勤務手当としまして、478万5,000円を予算計上しておりましたが、このたびの避難所運営等の時間外勤務は見込んでおりませんでした。

また、美祢市職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給に関する規則第3条に、手当はその月分を翌月の給料支給日に支給すると規定しております。このことから、一般職員——一般行政職員延べ72人分、892.9時間分の時間外勤務手当237万5,000円を追加するとともに、美祢市職員の管理職——管理職員特別勤務手当の支給に関する規則に基づき、延べ11人分の管理職特別勤務手当7万4,000円を、このたびの災害関連予算の補正にあわせて追加したものであります。

続きまして、その下になりますが、総務管理業務を17万8,000円追加しております。

これは、7月上旬に発生いたしました平成30年7月豪雨に係る被災自治体への職員派遣の旅費であります。

7月6日から18日までの間、広島に派遣いたしました緊急消防援助隊の旅費は消防費から支出し、また、7月22日から27日までの間、広島県呉市に派遣しました職員2名分の旅費、並びに7月24日から28日までと8月14日から18日までの2回にわたり、広島県安芸郡熊野町に派遣いたしました保健師2名分の旅費は、一般職員人件費から支出しており、後日、緊急消防援助隊の分は国から、保健師2名分の旅費については、山口県から交付があることとなっております。

このたび追加いたしました普通旅費は、それ以降の派遣依頼に対応するための旅費であり、このたびの災害関連予算の補正にあわせて追加したものであります。

なお、先ほど申しあげました職員の派遣以降に、山口県から避難所運營業務や住家被害認定二次調査支援業務について、職員の短期派遣依頼がありましたが、最終的には、受け入れ先自治体の都合により派遣は見合わせとなっております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君） 続きまして、3款民生費・4項災害救助費であります。

1目災害救助費、説明欄001災害救助事業におきまして、650万円追加しております。

これは、このたびの7月豪雨災害において、家屋全壊と判定した罹災証明書1件が発行されたことによる災害救助事業であります。

内容につきましては、扶助費として生活再建支援金300万円、また、貸付金として、災害援護資金貸付金として350万円を計上しております。特定財源としましては県支出金150万円、市債350万円を追加計上しております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 西村教育総務課長。

○教育総務課長（西村明久君） 続きまして、10款教育費・2項小学校費であります。

説明欄001小学校施設整備事業、学校施設備品購入費に、1,080万円を追加しております。

これにつきましては、児童の熱中症対策として、空調機器が未設置の小学校5校、麦川小学校、重安小学校、城原小学校、赤郷小学校、綾木小学校に対して、空調機器を設置するため追加したものでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 市村農林課長。

○農林課長（市村祥二君） 次に、11款災害復旧費・1項農林施設災害復旧費・1目単独災害復旧費において、3,513万2,000円を追加しております。

説明欄001現年農林施設単独災害復旧事業につきましては、災害復旧工事費として823万2,000円を、少額災害復旧工事補助金として2,690万円を追加するものです。

これは、本年6月下旬から7月上旬の集中豪雨によるもので、6月29日から30日には、秋吉台観測所において、24時間最大雨量140ミリメートル、時間最大雨量52ミリメートルを観測し、7月5日から6日には、美祢大橋観測所において、24時間最大雨量215ミリメートル、豊田前観測所において、時間最大雨量49ミリメートルを観測し、市内各地において裏山崩壊13カ所、林道災害3路線、農地・農業施設の小規模な災害98箇所が発生しており、災害に係る工事請負費及び受益者発注工事による補助金を予定しております。

16、17ページをごらんください。

次に、2目補助災害復旧費において、4、168万9,000円を追加しております。

説明欄001現年農林施設補助災害復旧事業につきましては、時間外手当として145万9,000円、測量設計委託費として723万円を、災害復旧工事費として3,300万円を追加するものです。

これは、平成30年7月豪雨災害により被災した農地10カ所、農業施設2カ所において、国の現地査定後、復旧を行うものです。

なお、この事業の歳入といたしまして県支出金1,765万円、分担金及び負担金630万円を予定しております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 佐伯建設課長。

○建設課長（佐伯憲一君） それでは、続きまして、11款災害復旧費・2項土木施設災害復旧費でございます。

細部と雨量につきましては、先ほど農林課長が御説明しましたとおりでございます。このたびの二度の豪雨により、土木施設に被害が発生しておりますので、土木施設災害復旧に係る予算を追加するものでございます。

1目単独災害復旧費において3,760万9,000円を追加しております。

説明欄の001現年土木施設単独災害復旧事業におきまして、測量設計委託料として439万6,000円を追加しております。

これは、東厚保町の市道熊野倉柳井川線などの道路11件、大嶺町の四郎ヶ原川などの河川4件の合計15件に対する災害復旧に係る測量設計委託料でございます。

続きまして、業務委託料として、2,081万3,000円を追加しております。

これは、東厚保町の市道西ノ浴大向線ほか、崩土取除金などの39件に対する応急、復旧に係る業務委託料でございます。

続きまして、災害復旧工事費として1,120万円を追加しております。

これは、東厚保町の市道熊野倉柳井川線などの道路11件、大嶺町の四郎ヶ原川などの河川4件の合計15件に対する災害復旧に係る工事請負費でございます。

続きまして、生活道路舗装等災害復旧工事費補助金として、120万円を追加しております。

これは、美東町桂坂地区の生活道路ほか、3件に対する復旧工事に係る補助金でございます。

続きまして、2目補助災害復旧費において、3億7,113万6,000円を追加しております。

説明欄の001現年土木施設補助災害復旧事業におきまして、時間外勤務手当として140万5,000円を追加しております。

これは、公共災害復旧工事における査定設計書及び実施設計書作成に伴う職員の時間外勤務手当でございます。

続きまして、測量設計委託料として、1,993万1,000円を追加しております。

これは、東厚保町の市道西ノ浴大向線などの道路17件、大嶺町の四郎ヶ原川などの河川19件の合計36件に対する災害復旧に係る測量設計委託料でございます。

続きまして、業務委託料として100万円を追加しております。

これは、大嶺町の白岩川河川災害復旧に伴う近接家屋の調査に係る業務委託料でございます。

続きまして、災害復旧工事費として――済みません。災害復旧工事として3億4,780万円を追加しております。

これは、東厚保町の市道西ノ浴大向線などの道路17件、大嶺町の四郎ヶ原川などの河川19件の合計36件に対する災害復旧に係る工事請負費でございます。

なお、歳入といたしまして、10ページ、11ページをお開きください。

14款国庫支出金・1項国庫負担金・3目災害復旧費国庫負担金といたしまして、2億3,331万6,000円を追加しております。

これは、先ほど説明しましたが、歳出におきまして説明した補助災害復旧工事

における国庫支出金でございます。国の補助率は66.7%でございます。

済みません。もとにお戻りいただきたいと思います。16ページ、17ページでございます。

最後になりましたけど、補償金として100万円を追加しております。

これは、市道西ノ浴大向線道路災害復旧に係る電柱移設等の補償金でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） それでは、歳入の説明をいたしますので、10ページ、11ページをお願いいたします。

国庫支出金等の特定財源につきましては、先ほどの歳出の説明の際に申し上げてございますので、それ以外のものについて御説明をさせていただきます。

10款地方交付税・1項地方交付税・1目地方交付税におきまして、1億762万7,000円を追加しております。

続いて、12、13ページをごらんください。

21款市債・1項市債・2目民生債におきまして350万円を、9目災害復旧債におきまして、1億3,560万円をそれぞれ追加しております。

続いて、5ページをごらんください。

債務負担行為の補正でございます。災害援護資金利子補給金につきましては、債務負担行為を設定しております。

続いて、6ページをごらんください。

地方債の補正でございます。災害援護資金貸付事業債ほか3件につきまして、地方債の補正を行っております。

以上で、平成30年度美祢市一般会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本議案につきましては、本会議初日の質疑の際、資料の請求がされており、執行部より資料が提出されましたので、皆様に配信いたします。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 初日にいろいろ、市長並びに教育長に質問申し上げました。

そして、資料要求をさせていただきまして、今、配信をしていただきましたが、ちょっと資料ですね、目を通す時間もいただきたいし、もう一つ委員長にお願いで

ございます。今、市長が不在でございますが、初日のやりとりの続きがあるわけでありまして、できれば休憩をとっていただいて、ちょっと資料に目を通す、そして、再開の折には市長の出席を要請したいんですが、その辺のお取り計らいをお願いしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） ただいま、市長出席の要請がありましたので休憩をとりたいと思います。委員の皆様にはこの間に、ただいま配信しました資料の確認をお願いいたします。

再開後、市長出席の上、質疑を行います。この際、暫時休憩いたします。

午前9時50分休憩

午前10時14分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、委員会を開きます。西村教育総務課長。

○教育総務課長（西村明久君） それでは、資料のほうの説明をさせていただきます。

まず、学校PTAの提出された要望書の写しということで、1ページ目、次の2ページ目両面になっておりますが、左側のところまでが要望書の写しでございます。

2番目として、専決処分に至るまでの経緯ということで、同ページの右側から次ページ、もう1枚目めくって10ページいきまして、ここまでが経緯でございます。

そして、専決処分市長予算審査査定時の資料の写しということで、次ページの予算資料、右側に資料3と書いておりますが、そちら次ページにいていただきまして、もう次ページにいきましたら、カラーのカタログがついてるところまでが、市長予算査定時の資料の写しでございます。

4番目といたしまして、専決処分後の事務等の流れが確認できるものということで、同ページの右側から――済みません。失礼いたしました。今の同ページ右側専決処分の資料の写しでございました。次ページにいていただいて右側、資料4と右上に付しておりますが、これ以降が事務の流れで確認できるものということで、また次をめくって、次ページにいていただきましてカタログ等になります。

5番目の本件事業の内容ということで、同ページの右側、資料5と書いておりますが、こちらのほうが5番目の資料ということになります。

次ページ、執行伺がずっときておりまして、それから6番目の本件事業に係る契

約書の写しということで、ページをめくっていただきましたら、右側、上に資料6と付しております契約書の写しを添付しております。5件分ですね。

そして、続いて、7番目の今後のエアコン設置計画ということで、左側になりますが、資料7という付しておる資料がございます。

○委員長（猶野智和君） ページ数を言っていただくとありがたい打っておりませんで……。

○委員長（猶野智和君） 76だそうです。

○教育総務課長（西村明久君） 済みません、76ページ。申し訳ございません。76ページになります。今後の設置計画を出しております。

続きまして、右側にいきまして、同ページの右側になりますが、熱中症予防に関する文科省——文部科学省の通達の写しを資料8ということで載せておりまして、全部で98ページの仕様になっております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） それでは、質疑に入りたいと思います。本案に対する質疑はございませんか。戎屋委員。

○委員（戎屋昭彦君） 今、教育総務課のほうから資料の説明がありまして、先ほどこれいただいて、まだ、時間的に全て精査してるわけじゃないんですけど、自分なりにさっきちょっと読ませていただきまして、まず、一番最初のページのほうをいただきまして、要望書としまして、普通教室のスポットクーラーの設置に対する要望書ということで、これ黒塗りしてあってよくわかりませんが、校長で重安小学校の名前が書いてありまして、下のほうには麦川、城原、赤郷、綾木においても速やかにということで、校長先生が他の小学校のほうも、全てお一人で要望書を出されたものか、ほかのところもあったのか。

それともう一つは、今お話聞いた中で、時系列的に、いつ要望書が出て、最終的に議長にお話しされたのが8月9日ということで前回お話聞きましたけど、それまでの経緯が、いついつ日程でこういうことを説明して、議長に最終的にここまでなったんで説明したというところがおわかりになれば、先に説明していただきたいと思います。

私どもも資料先ほどいただいて、会社でいえば稟議書ですけど、そのあたりの日程等も今見ておりますけど、ちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 西村教育総務課長

○教育総務課長（西村明久君） 戒屋委員の御質問にお答えいたします。

まず、要望書でございますが、これは重安小学校の保護者の方と校長先生、連名によって出されたものでございます。

○委員長（猶野智和君） 1校だけか――。

○教育総務課長（西村明久君） 済みません。1校のみでございます。

次に、時系列的なことだったと思いますが、まず、当初教育委員会では、この猛暑対策ということで、扇風機のほうの配付ということを計画をしておりました。ですから、各学校へ必要台数の調査を行っておりましたが、7月25日に、先ほど委員も言われました普通教室へのスポットクーラーの設置に関する要望書という提出がございまして、教育委員会として、まず、ちょっと伊佐共同調理場にスポットクーラーがございまして、1時間半程度ですが、実験を行いました。

結果につきましては、稼働前が28度で、稼働後の気温ですが27度。1度ほど下がったんですが、このスポットクーラー自体が平成5年製と古いものでございまして、音により、授業に支障が出るといったことを教員の方から回答をいただいております。

それを受けまして、7月の26日に正副市長協議を行いまして、伊佐小での結果の報告、それと、あとはスポットクーラー以外での冷房機器の調査、及び消防本部には新しいスポットクーラーございましたので、それをお借りいたしまして、実験を行うよう指示がございまして、翌7月の27日に、8時42分から15時30分まで大嶺中学校、そして16時から17時まで、重安小学校のほうで実証実験のほうを行いました。行いましたが、30度を下回るような期待した効果を得ることができませんでした。

あと、スポットクーラー以外の冷房機器として、気化式冷風機というのを検討をいたしました。これにつきましては、メーカーのほうにおいて、今季の製造が終了したということがわかりまして、8月の2日にですね、再び正副市長協議を行いました。

ここにつきましては、実証実験の結果の報告と気化式冷風機が製造をもう終了しておるとのこと。それから、補助対象となるようなエアコンの設置については、キュービクルとか、そういったものが必要になってきますので、2学期にはもう間

に合わない、工期的に間に合わないということから、当初どおり扇風機のほうの配付というのを検討したんですが、小学校については体力面を考慮して、扇風機の配付ではなく、2学期開始時までには、対応可能な冷房機器を検討するように指示がございまして、8月の6日に正副市長協議において、小学校において、家庭用のエアコンを設置するということが決定しまして、設置に至ったという経緯でございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 戒屋委員。

○委員（戒屋昭彦君） 今、要望書に関しましては訂正があったかもわかりません。校長の名前ということで、私は、重安小学校の校長一人の名前で他校まで一緒に要望書を出されたとなると、ほかの方の連名もあってもおかしくはないんじゃないかなというふうに、ちょっとこの資料を見て、今疑問に思いました。

それと、今、説明がありましたけど、それぞれスポットクーラーのテストをやって効果がなくて、結果的にエアコンの設置ということで決まったということでありましたけど、今、家庭用っておっしゃられましたけど、今これ、私ども当然、生徒にしては、エアコンあって涼しいほうが勉強できますし、当然必要だと思っておりますし、このあたりは、家庭用ということは、最初から家庭用、それとも業務用とか。やはり教室は広いもんですから、家の8畳、10畳、12畳とわけが違いますから、そのあたり家庭用設置を考えましたというところのいきさつだけ、ちょっと教えていただければと思います。

○委員長（猶野智和君） 西村教育総務課長。

○教育総務課長（西村明久君） 先ほどもちょっと触れましたが、業務用等になりますと、キュービクルの設置に伴いまして工事費が膨らむとか、まずもって2学期、もう2学期に間に合わせるようにというふうな考えでございましたので、家庭用のほうのエアコンでの対応ということに決定したところです。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 戒屋委員。

○委員（戒屋昭彦君） 今、業務用と家庭用ってそれぞれエアコン、ちょうど7月とかは、かなり日本全国暑いということで、エアコンの販売も製造もかなり頻繁で設置が大変だったと思います。短期間で、ここまでよく設置されたなというふうに思

ってますけど。

やはり、今言われましたように、2学期の開始までに設置という目標、大変いいことなんですけど、私もいろんな他市、友達もテニスで関東にいますから、学校についてないところもありますけど、そのあたりはどうなんですかね。2学期の開始までっていうか、当然、生徒にとっては開始と同時に一番いいと思うんですけど、やはり、暑ければ午前中で授業を終わるなり、夏休みを少し延長するなり、いろんな対策も、そのあたりは考えられることはなかったんでしょうか。最後にお尋ねします。

○委員長（猶野智和君） 岡崎教育長。

○教育長（岡崎堅次君） 戎屋委員の御質問にお答えします。

ことしの暑さについて、文科省のほうから、例年にない通知文というか、注意喚起の文書がきました。その中で、夏休みの延長であったり、午前中の授業にして午後カットにするというような、いろんなさまざまな猛暑に対する考えがあったわけですけども、美祢市におきましては、校長先生方と相談する中で、延期とそれから午後カットっていうのは、美祢市はまだ木も多いし、ほかの町の中の暑さとまた違うから、何とか今までも、熱中症対策をしながら万全を期してやってきたので、通常どおり2学期もやっていきたいというふうなことがありましたので、私も教育長として、じゃあそれでいこうということで具体的な対策はとっておりません。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。今、家庭用っていう話がありましたが、全て家庭用じゃないのではないのでしょうか。間に合わせるために家庭用というお話でしたが、業務用も入っているのではないのでしょうか。家庭用と業務用の価格の違いについてもお尋ねします。

一教室に家庭用が2個ついているので、業務用と同じ価格なのか、ちょっと、一教室に2個ついた理由と業務用もあるということについて、もう少し詳しくお願いいたします。

○委員長（猶野智和君） 西村教育総務課長

○教育総務課長（西村明久君） まずもって、今回の5校については、全て家庭用で行っております。

一教室2台ずつということで、家庭用のエアコンを2台稼働して、より効果的に得られるようにしております。

あと、業務用となりますと容量が大きくなりますので、やはりキュービクルという受電施設の設置が必要となってまいりますので、それになりますと、ちょっともう2学期には間に合わないということもございまして、家庭用のほうを2台——基本2台ということで、つけさせていただいたところでございます。

○委員長（猶野智和君） 全台家庭用ということでいいですね。なら、業務用はないということですね。三好委員。

○委員（三好睦子君） 現場に行ってみたんですけど、業務用がついてる学校もありました。

○委員長（猶野智和君） 今回ですか。

○委員（三好睦子君） あれは、業務用じゃなくって——赤郷は業務用じゃないんですか。家庭用なんですか。

○委員長（猶野智和君） 家庭用です。よろしいですか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 議案の75号の——75の4ですけど、歳出で、今回、専決処分として総務費、総務管理費、そして災害救助費、教育費で小学校費、災害復旧費等で、合わせて全部で5億549万3,000円、専決処分にしてはかなりの大きな額だなと、今までこれだけの大きな額があったかなと、ちょっと記憶にないんですけど。

それで、専決処分をしていくにあたって、専決処分の許容性についてということでもいろいろ述べられておりますけれども、この専決処分とは、議会の議決権である権限に属する事項を議会に代わって決定する権限を首長に与える仕組みであるんですね。だから、今回市長が、これだけのものをされているわけでありましてけれども。

それで、基本的には議会は議決権ですから、そののところまで、今回専決ということで入り込んでされたということで、首長と議会が相互の権限を審判することは、基本的には許されない。しかし、何らかの理由で議会の議決が得られない——得られないけれども、長が議会の出すべき判断を代わりに行うことで、事態の打開が求められる局面も現実には確かに存在するわけです。そういった中で、法定代理専決処分はいろんな局面で許容されると。その中で、一つとして、普通地方公共団体の議会が成立しないときに、こういった局面で専決があると。

もう一つは、いろいろありますけど、特に大きいのは、普通地方公共団体の首長において、議会の議決すべき案件について、特に緊急性を要するため議会を招集する時間の——時間的余裕がないことが明らかであると認められるときということで、今回はそういったことを考えられて、この5億549万3,000円の専決をされたんではないかと思っておりますけれども。

その中で、ちょっと気になるのは、契約等が今回さっきの資料を見ますと、随意契約——随意契約がほとんどでありますね。競争入札はないです。それで、随意契約ということは、2以上の者から見積もりを——さっき見積もりを見ましたけれども、徴取することで、一応競争性は担保はされているけれども、徴取対象業者を恣意的に選定すれば、官製談合の温床になるおそれはあるわけですね。

だけど、もう一方、むやみに一般競争することは、いたずらに小規模事業者に——小規模事業者を排除することになり、中小企業対策として好ましくない。こういった点も確かにあるわけでありまして。

それで、言いたいことは、今回の専決処分、余りにも額が大き過ぎたということで、今までかつてない、この辺について、まず市長はどのような御見解であるか、この点についてまずお伺いしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山委員の御質問でございますが、今回の専決処分は、大きく、エアコン設置と7月豪雨による災害復旧の専決処分ということでございますが、5億何がしのうちの大半以上は、7月豪雨の災害復旧に係る専決処分でございます。それにつきましては、国や県との調整の段階もございまして、時間的に専決処分をさせていただいたということでございます。

また、エアコン設置につきましては、先ほど来、教育委員会のほうから御答弁させていただいておりますけれども、2学期の授業に間に合わすように、児童の体力面を考慮して、設置をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 基本的には、緊急性ということを一にされていたと思えます。

豪雨災害等については、これはもう待ったなしで専決しなくちゃならない事案と

は思っておりますけれども、その中で、特に今回は、1,080万の学校設備備品の購入費については、1,080万ということで随意契約、さっき言いましたけれども、随意契約には、予算の効率化、そして公平性、透明性の点で、こういったデメリットがありますね。

そういった反面、競争入札——競争性がないために、どちらかというところ落札価格が、率が高止まりして、予算の無駄使いになることも考えられておりますけれども、今回はそういった点については、市長としては、基本的にはなかったということが言えるのでしょうか。この点についてお伺いします。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山委員の御質問にお答えをしたいというふうに思っておりますけれども、今回、2学期に間に合わせるため、急きょ専決処分で家庭用のエアコンを設置をさせていただきました。

これにつきましては、国の補助事業の対象等にはなりません。先ほど、教育委員会のほうからも説明ありましたように、キュービクル等の工事を伴わないということで、例えば、麦川小学校で約300万の、今回エアコン設置をしておりますが、麦川小学校と同規模の豊田前小学校、これは補助対象になって設置をしている——平成29年に設置をしているところがございますけれども、これは、事業費が2,235万6,000円かかっております。

そして、一般財源の持ち出しが1,999万9,000円かかっており、補助は235万7,000円の国からの補助があるということで、同じ空調を設置していくに当たって、無駄遣いをしたと——かどうかというお話でしたけれども、そういったことはないというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 資料要求をした者でございますから、ちょっと私もこの場で余りしゃべりたくなかったんですけども、あのときに、専決処分の金額は1,080万円ですねってお伺いしたと思います。あくまでも、このたびの工事は1,080万で間違いないですか。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 秋山委員の御質問にお答えします。

8月9日の日に予算査定をさせていただいたときには、1,080万の予算査定をさせていただいておりますが、この後、業者のほうが現地に出向いて、現地の電源等を確認をして、家庭用のエアコンでも、もう少し、最初に想定した規模よりも大きい規模が設置できるということが判明して、より効果的にできるようにということで、最終的には137万2,000円ほど教育委員会の予算を流用させていただいて、1,080万プラス137万2,000円の追加が出たというところでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 私は、なぜ——その1,080万という専決処分というのはいいんですよね。ただその後に、すぐその明くる日の話ですよ、もう。それが、もう137万2,000円の流用をさせてくれと。本来、これを含めての専決じゃないんですか。だから、僕はそうだと思うんですよ。市民の皆さんの大事な税金を使うわけですから。

それから、今、岡山委員が言われたのは、公平・公正にものごとができたんですかということをお聞きしたと思うんですよ。専決より高い金額のものを契約されたということですよ。契約が8月の13日ですかね。だから、高い金額のまま専決するのが筋じゃないんですかね。僕はそう思うんですよ。市民の税金ですよ。

だから、恐らく市民の皆さんもそうだと思いますけども、家庭でつけるときには、やはり電器屋さんとの交渉をしながら、恐らく、これもオープン価格だと思いますけども、交渉をしながら、1割でも2割でも安くしていただくっていうのが、家庭と電器屋さんの交渉だと思うんですよ。それが高くなってきたというのは、議会も軽視されておられる。そして、税金もまた使わなくてはいけないというのは、ちょっと私も納得できないんですよ。

それとあわせてですね、これは議長にお伺いしたいんですけども、議長には、8月の9日の日の何時に、市長のほうから、どこで報告があったんですか。そこをちょっとお伺いしておきたいと思っております。

○委員長（猶野智和君） 荒山議長。

○議長（荒山光広君） 今、秋山委員からの質問でございますけど、8月ですね、9日だったと思っておりますけれども、豊田前の矯正施設に法務大臣が来られました。そ

れを私と市長がお出迎えをいたしました。それが確か、午前10時半か11時だったと思いますけども、そのお出迎えが終わって、帰りといいますか、そののちに市長のほうから、実はこれこれで小学校、このたびの猛暑で小学校にエアコンの未設置があるので、2学期当初までに何とか設置をしたいと。ついては、臨時議会を開きたいんだけど、どうでしょうかというお話がございました。臨時会がもし開催できなければ、専決で行いたいんだというふうな確かお話だったと思います。

時期的にはそういった時期でございます。いいですかね。

○委員長（猶野智和君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 市長査定が8月の9日の同じ日ということで、今、議長のほうに報告があったのは、8月9日の午前中ということで、8月の9日の査定はいつごろ、どういうふうなことでやられたかわかりませんが、議長のほうに中身のほうまで説明があったんですか。単に専決ができないから、臨時議会も開けないからということの話ですね。専決で出してくれという。

やはり、私が言いたいのは、こういう専決でやられるのは結構なんですよね。緊急を要するという理由で、子どもたちのため、これ大いに結構だと思います。

がしかし、やっぱり議会にはきちっとした報告を、やっぱり議長には、場所を選んで、ただ立ち話で、言ったよ、こうだよっていうことはね、ちょっとおかしいんじゃないかと思います。

まして、このたび上がってきた専決は1,080万、それも、もう明くる日には、さっき言いましたように百何万違う。実は専決は違ったんですよ。専決違う金額ですよっていうことが、いかなもんかなというふうに思いますけど、市長どうですか。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 秋山委員の御質問にお答えをしたいと思います。ちょっと先ほど、荒山議長のほうがお話しされましたが、8月9日の日の朝一番から専決処分の――専決処分じゃない、予算査定をさせていただいて、すぐに議長に、臨時会について御相談をといるところでもございましたけれども、議長があいにく、そのときは本庁舎におられないんで――おられませんでした。その後すぐに、先ほど議長のおっしゃるとおり、社会復帰促進センターで公務でお会いするということが決まっておりましたので、その席でお話をさせていただきました。

先ほど荒山議長、10時半にお出迎えして、それが終わってからっておっしゃいましたけど、私の記憶では、確かお出迎えする前にお話をさせていただいて、のちほど結構ですので御連絡をくださいということをお願いしまして、11時11分、これ携帯の履歴に残っておりますけれども、11時11分に議長のほうから電話で御連絡がございまして、法務大臣と懇談が終わって、市役所に戻る途中にお電話があって、専決でいってはどうかということで御連絡をいただいたところでございます。

また、先ほど秋山委員御指摘の予算流用については、これは大変申しわけないというふうに思っております。カタログのみで、現地に——でのですね、正確な情報がつかめてなかったというところでございますし、その点については、反省をすべきだというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ちょっと関連なんですけど、これは、ちょっと議会事務局長のほうにお尋ねをしたいと思えます。

本日、朝から予算委員会として、いろんな機能を果たしておるわけでありまして。

これが、もし専決なら、通常の場合、そのまま議論がなくて、専決処分を認定するかどうかということで終わるわけですね。まさか、これだけ中が複雑なものが専決処分でされてるということは、私は、秋山委員と同じく、いかななものかなと。

議会はやはり、議決権を持っております。そして、いろんな制度設計やられて、我々のほうに投げかけられたときに、いろんなチェックを果たしたりですね——チェック機能を果たしたり、それから議論やって、どうするかということが議会の役割であろうと思うんです。

そこで、ちょっと視点を変えてのお尋ねなんです。

私はどうしても、今回、専決処分されたということに対しては不本意なんです。この委員会でもこれだけなあって、まだ疑問点がいっぱい残ってる。こんなものは、ぜひですね、やはり議회를招集されてやるべきだったんじゃないかならうかと思えます。

そこで議会事務局の局長にちょっとお尋ねをします。議会の招集権は誰にあるんですか。それが1点。それから、最短でどれぐらいの日にちがあればできるのか。それが2点目です。

なぜならば、先ほどから、恥ずかしい話ですよ。議長と調整したっていうのは、

裏話じゃないんですか。こんな本会議場でね、市長がね、議長の了解得ましたから専決処分しましたって、冗談じゃないですよ。じゃあ、我々議会いらんないじゃないですか。こんな裏話を、こんな本会議場に出して恥ずかしいと思いませんか。執行部の皆さんも。私も恥ずかしいと思いますよ。

そこで、先ほど申し上げた2点について、ちょっと事務局長のほうから、わかれば教えていただきたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 綿谷議会事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） ただいまの竹岡委員の御質問にお答え申し上げます。

議会の招集につきまして、1点目でございます。地方自治法第101条第1項に、「普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する」と定めてあります。ですから、市長が招集するということになります。

2点目の臨時会の件でございます。通常、定例会等につきましては、開会の日の7日前までに招集告示をしなければならない。これも地方自治法に規定がございます。第7項に規定がございます。ただし書きとしまして、「緊急を要する場合は、この限りではない」と規定されているところでございます。

したがって、緊急を要する場合の招集につきましては、法定の日数前に告示する必要はございませんが、少なくとも、議員が招集に応ずる日時の余裕がなければならないとされております。通常、最短として、招集日の前日までとして運用をするべきとされているところでございます。

はっきり申し上げますと、例えば、きょう招集告示がされて、あす開会ということで問題はないという実例がございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ならば、今回のこれだけの――秋山委員も言われた5億以上の専決処分。そのうち、確か4億8,000万ぐらいは災害だったと思うんですね。それは、のちほどまた質問させていただきます。現時点で、どの程度発注が進行しているのかということもお聞きしたいと思いますが、まず、市長にお尋ねをしたいと思います。

初日もですね、議長との了解を得たからという御答弁を2回なさっておられます。それから、きょうも、豊田前の社会復帰促進センターのところで立ち話したと、こ

うおっしゃったんですが。召集権は議長にはない。

初日に私は、議長と市長、お二人が出されるんですかというお尋ねをしましたが、きょう明快にわかりました。当然、首長ですよ。首長は、そうすると地方自治法上の臨時議会、いわゆる例外規定なんです。緊急を要する場合、最速で2日間あれば召集かけられる。しかも、我々は初日に申し上げました。盆でも正月でも召集がかかれば即出て来ますよ。これが仕事なんですから。

市長は、どういう判断で専決処分をされたのか。地方自治法上、なぜそれを適用されなかったのか、その1点についてお伺いしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡委員の御質問にお答えをしたいと思います。

当然、召集権は首長である私にあるというふうに思っております。しかしながら、やはり議会の議会日程、また議員の活動や都合によって、議会を召集できるかどうかの判断もあろうかというふうに思っております。そういった意味で、まずは議長に御相談をさせていただいたということでございます。

今、竹岡委員言われたとおり、緊急を要して、盆でも正月でも可能なんだということでございますけれども、やはり議長にまず相談をさせていただいて、その相談の結果、臨時会が召集可能であれば臨時会を召集したいということの、今回もその旨でお伺いをさせていただきましたし、また今後についても、やはり議会日程や議員の皆さんの御予定を加味しながらでも、やはり、議会召集はしていかないといけないというふうでございますけれども、今、竹岡委員言われたように、今回のような緊急な場合においては、今後はそういったことも加味しながら、議会の召集をさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 市長、やっぱりですね、議長と相談した、議長と相談したって言うのやめてください。今後も当然、議長と調整はあると思います。これは水面下の話なんです。ですから、手続上、議長の了解を得たから、じゃあそうするんだっていうの本会議場でおっしゃるのはやめてください。恥ずかしい。

やはり、政治の世界ですから、いろいろあります。調整したりすることは。ですが、表で言うべきことと、言わないほうがいいこととあるわけですから。その辺は、

ちょっと使い分けていただきたいなと思います。

いずれにしても、専決処分について、私は大きな疑義を持っております。

今、最速で2日あればできるんだと、こういう話なんですね。私は今もって、もし招集があれば、どんなときでも、入院中とかそういう時はちょっと大変なんでしょうが、許す限りは出席するという覚悟は初日にも申し上げました。

で、そのときに資料請求もさせていただきました。市長の答弁では、学校長、保護者が、クーラーを設置してくれという要望書が出たと御答弁されております。

しかし、きょういただいた資料には、そんなものは何もありません。これは戎屋委員が発言されたんですかね。ましてやですね、重安小学校から、麦川小学校、城原小学校、赤郷小学校、それから綾木小学校、何で重安の校長さんが——校長会の会長か何かなら、これ校長会の会長ということで要望書が出るだろうと思うんですが。これ、調整をされた後、こういう学校と出されたのかどうか、その辺の確認をされたのかどうか。

それからもう一つ、この要望書に対する対応状況については、8月10日までに書面をもってということなんですが、どういう回答をされたのか。書面がないんですね。見ますと、連絡先っていうのが黒塗りされております。黒塗りにするという事は、多分個人名だろうと思うんですね。普通ならば、重安小学校長宛てだと思うんですよね。その辺も、ちょっと教育長にお尋ねしたいんです。これどういう対応されたのか、これは教育長宛てに出てる要望書ですから、まず他校との協議、確認をされたかどうか。

それから、どういう回答文書でされたのか。それについて、教育長にお尋ねをしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） ちょっと、時間かかるようですので……。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 時間かかるようなら、それはまたのちほどお答えいただきたいと思います。

そうするとですね、この要望書を提出して、そののちですね、これが7月25日、教育長のところに出されたと、こういうふうに思っております。そして、この要望書には、市長答弁と違う、いわゆるスポットクーラーで何とかしてほしいという要望書だと私は読ませていただきました。ですが、市長はクーラーの設置について要望が出たと、初日に御答弁なさっておりますが。

ただですね、そのクーラーに至った——市長、先ほど業務用ならばキュービクルがいるとおっしゃったんですね。本当なんですか。本当にキュービクルがいるんですか。私はいらなと思います。200ボルトが引くことができればいいんです。普通キュービクルっていったら、大体五、六千ボルトぐらいのやつを引いてやると。相当の——全校を業務用にするという場合はわかりません。私も、どれぐらいの容量かわかりませんが、1台、2台つけるのにキュービクルはいりません。

ですから、市長の答弁も、それもおかしいと思いますが、市長は、いつの時点で判断なさったのか、その辺をお尋ねをしたいと思います。

それからもう一つ、教育長にお尋ねしたいのは、私が初日に、熱中症の事故防止について、いわゆる強化月間は何月ですかって言ったら、ありませんと御答弁なされたんです。

文科省の文書が確か5月から7月にかけて、七、八回ぐらい出てますよね。最終的には8月に入っても出てます。今年は7月を強化月間としているが、最後に7月31日ですか、8月、いわゆる1カ月間延長すると書かれています。でも、教育長は強化月間はないと、定めてないという御答弁だったんです。

その時もお尋ねしたと思うんです。文科省からの通達によって、どういう対応なされたんですか。学校にどういう方針を打ち出されたんですかとお尋ねしたんですが、たしかクーラー設置について、8月の二十何日か覚えてません。校長会を開いてやった。それから教育委員会にも報告したと、こういうお話だったんです。5月から文科省が出してる。この要望書にも書いてあります。5月にそういうのが文科省からきてるはずだけど、こう書いてありますよね。

現場でどういう教育をするように打ち出されたのか、どういう対応をしようとされたのか。初日にも申し上げました。他校では、午前中でやめるとか、いろんな注意事項を全部、生徒、それから保護者にも知らしめられたんですね。

ですから、美祢市ではクーラー、私は、つけたのが悪いって言ってるんじゃないんです。手続きが悪い。いわゆる結果オーライじゃだめですよという話をしたと思います。

なぜかといったら、もしですよ、貧困の子どもたちに、教育長、食料を与える。その食料はよそから盗んできてもいいわけですか。ちゃんとした手続をとってやるのが、やはり全体的なやり方だと、評価できるやり方だと私は思います。

その点で、これだけ、文科省が数多く通達を出しております。これに対して、どういふ対応をとられたのか、お尋ねをしたいと思います。市長と教育長と双方にお尋ねをしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡委員の御質問にお答えをします。

まず、私のほうから、この設置に至る経緯についてということでございますけれども、先ほど、教育総務課長のほうが申しましたけれども、スポットクーラーの設置要望が7月の26日に、重安小学校の保護者、校長先生の連名で、教育委員会のほうに提出をされました。それを受けまして、7月の26日に正副市長協議を行ったところでございます。

まずは、スポットクーラーについての実証実験、本当に効果があるのかどうかを検証をしてみてくださいということで、実証実験を行いました。私も、当初はスポットクーラーで教室全体が冷えるのではないかなという期待をしていたところでございます。

また、スポットクーラーを購入した場合には、例えば、災害時やいろいろな避難所の開設のときにも無駄なく活用できるんで、いいのではないかなというような、最初は思いでございましたけれども、その実証実験の結果、思うような効果は得られなかったということでございます。

そののち、8月の2日に再度協議をいたしまして、スポットクーラーは今回は効果が出ないと。しかし、何らかの冷房機器を設置するのに、気圧式の冷房機があるということで、それも確認をとったところ、メーカーが今年度の生産は既に終了をしておるということで、それについても今回、2学期までの対応は難しいということで、先ほど申しました業務用のエアコンを設置するには、設計から含めて3カ月程度の――2カ月を超えてですね、程度の期間を要するというので、2学期には到底間に合わないということで、最近では家庭用のエアコンでも性能がかなり向上しており、冷えるのではないかとこの協議をしたのち、1台では少し容量的に足りないということで、先ほどの予算査定までの間は、100ボルトの家庭用2台を設置をするようにということで、設置の方向で動いていたところでございます。

そして、先ほど秋山委員から御指摘いただきました流用については、200ボルトの設置が――エアコンが設置が可能だということで、家庭用の200ボルトのエ

エアコンを設置したということでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 今、市長、200ボルトを設置されたということですよ。それはどこの学校です。それとあわせて、ほかのところの——今これちょっと見たら、全体的に見たら、ちょっとよく、単価がよくわからんのですけども。ほかのところのクーラーの同等品ですか、それとも同じものをつけておられるんですか。200ボルト全部つけておられるんじゃないと思うんですよ。その単価をみな御存じですよ、1台あたりの単価。御存じで言うておられるということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 今回、設置した5校につきましては、200ボルトの家庭用エアコンを設置させていただいたところでございます。

○委員長（猶野智和君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） これ、ちょっともう一度、教育委員会のほうに確認していいですかね。いろんな台数とですね、単価を割ってみると、ちょっと違うんですよ。何がどう違うか、ちょっとようわからんのですよ。

○委員長（猶野智和君） 少しお時間とりましょうか。

○委員（秋山哲朗君） はい。今、市長は、みな200ボルトをつけられたということですから、その理解でいかどうかということですよ。なら、同じ単価にならなくてはいけないと思うんですよ。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 秋山委員の御質問——お答えになるかどうかでございますけれども、200ボルトのエアコンですけれども、容量が違うところがございます。その点につきましては、違いが出るというふうに思っております。

○委員長（猶野智和君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 容量が違うというよりも、ほかのところも全部——全校一緒と——同じ容量ということで理解していいんですか。その確認なんですよ。

それにしても、それぞれの単価を台数で割ってみると、単価が違いやしませんかということです。同じものであれば、同じもの単価かなと、今、私なら不思議に

思うんですけども。

○委員長（猶野智和君） ちょっと整理するために、ちょっと休憩を入れます。

（「ちょっとその前に」と発言する者あり）岡崎教育長。

○教育長（岡崎堅次君） 私のほうから、まず、竹岡委員の御質問のほうにお答えしておきたいと思います。

まず要望書が出た——重安小から出た要望書なんですけども、要望書には、スポットクーラーの設置の要望という形で出ておりました。その関係で、スポットクーラーという発想も教育委員会には、なかなかなくて、こういうのもあるんかということで調べたら、消防署にあるということで、まず、ほかの学校に調査をかける前に、このスポットクーラーというのが有効なのかどうかというのを、まず確かめないといけないということで、要望書を受けた次の日に、大嶺中学校とそれから重安小学校で、実際スポットクーラーを使って実証実験をいたしました。

先ほど、教育総務課長が言ったように、あまり効果がないという実施結果が出ましたので、回答としましては、その調査結果をのせて、スポットクーラーは効果がないので、各学校には扇風機で対応したいというふうな回答をしております。ですから、ほかの学校には、クーラー——スポットクーラーの効果がないということで、調査はかけておりません。

それから文科省から出た文書、確かに5月15日に出しております。

私も、本会議のところでお答えしたように、7月が熱中症の強化月間になってるということをきちっと把握しておりませんでしたので、知らないという発言——ないという発言をしてしまいました。申しわけありませんでした。

5月15日に出た文書を受けて、翌5月22日に、市教委も各小中学校に注意喚起の文書を出しております。この5月の文書に関しましては、毎年、文科省からこの時期に、熱中症の注意喚起を兼ねて、毎年出しております。それで、市教委としましても、暑いシーズンを迎えるに当たって、注意喚起の文書を出しております。この段階では、5月の文書をいただいた段階では、ことし猛暑になるという予測もまだできておりませんでしたので、その時点では、注意喚起という段階で終わっております。

そして、途中にも、いくつか猛暑に対しての情報提供の文書が出ております。

一番大きいのが7月17日に愛知県であった、小学校1年生が、校外学習の帰り

に亡くなったという痛ましい事故がありまして、文科省も7月18日付で文書を出しております。

それを受けて、美祢市教委も、7月19日に各小中学校に文書を出しております。熱中症に対する対策と、それから、さまざまな暑さ指数等が環境省から出てるので、そのあたりを参考にしながら対応をしてくれということがありました。

市教委としては、文書を出すだけでなく、ちょうど7月の19日ですから、1学期末の時期を迎えておりましたので、もう少し具体的にということで、校長メールのほうで、1学期末のさまざまな事例を載せて、校長先生方に注意喚起をしております。

例えば、終業式の時間のもち方だとか、ちょうどあのころですから、クラスマッチをやる学校があるんですが、クラスマッチ中に熱中症になったという事例等を載せて、校長メールで、普通の通送のメールとあわせて、19日に校長メールで、またあわせて注意喚起をしております。

そのあたりの文書を受けて、小中学校のほうも対応しておりますし、夏休みに関しては、プール開放を制限したり、それから、部活動の活動を暑さ指数によって中止にしたりというような、いろんなさまざまな対策を講じて夏休みを過ぎております。

それから、2学期以降につきましては、話がありましたように、8月21日に臨時校長会を開きまして、美祢市としての対応、近隣の教育委員会と相談して、午後をカットするという案を提——校長先生方に案を提示しようということで、教育委員会としては提示しました。

27日の臨時校長会の中で、美祢市としては、これまでも熱中症対策をきちっとやってきているし、万全を期してやるので、通常の2学期のスタートがしたいという校長先生方の話がありましたので、私は教育長としてそれを認めました。ですから、具体的な対策というのは特に2学期はとっておりません。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 初日の教育長と私の認識がなかなか一致しなかったんですが、今の答弁で、教育現場ではいろんな対応されたということにつきましては、理解をしたいと思います。

もう一点、ちょっとお尋ねをして休憩をとっていただきたいと思うんですが、これ、とりあえず市長のほうにお尋ねしたいと思うんですね。

9日——8月9日に起案されて、9日の10時までには、全部、市長決裁までおひりてます。わずか2時間ちょっと。印鑑の数見てください。これは、非常に、美祿の役所が事務処理がスピーディーになったという評価を、私はしたいと思います。

そして10日、また起案をされて、即日にもう決裁がおひりております。3日後には契約、もう美祿市の事務処理の仕方のスピーディーさには、舌をまくような形でやられております。わずか2時間で、あれだけの課を持ち歩かれたと思うんですね。

私たちが通常地元から要望書を出しますと、大体、市長のところまでいくといったら相当の期間かかります。にもかかわらず、今回の25日の要望書にしても、もう6日に協議して、もう実験してると。

それから、スポットクーラーっていうのは、教育長はあることさえ知らなかったということなんで、深くは知りませんが、スポットクーラーをこの議場にもしつけたとしたら、プラマイゼロなんですね。冷やすために熱を排出します。したがって、機械そのもの、スポットクーラーそのものを外に出して、ダクトで引かないとだめなんです。ですから、そういうちょっと工事がかかります。やはり、じゃばらを引いてこなくちゃいけない。本体の機械は同じ部屋には置かれません。廊下にも置かれません。ちょっと離して置かなくちゃいけない。そうすると、大変だったろうなと思います。通常プラマイゼロになるんですね。何ら温度の変化は起きません。ですから、その辺はよしとします。

ですが、もう一つ。例えば、閉校——来年の4月にはもう閉校になるって決まってる学校。私なら、民間なら、わずかな期間ですからレンタルでやります。市長がそういうことも指示をされておられません。通常なら、ちょっとレンタルで数カ月やるという方法もとれます。それもすぐとれます。で、レンタルになっちゃうと、じゃあ今度はお金の出し方がどうなのかっていうのがあります。今回、備品購入になっております。

市長の話では、工事にすると3カ月かかるから備品にしたと、まさにすばらしい判断だとは思いますが、じゃあ電気工事はもう既にしてあったかどうか。もし、してなかったとしたら、誰がやったんですか、電気工事は。それも、もし納入業者にさせたとしたら、まさに私は確信犯だと思います。

一方では、3カ月かかるから電気工事にはしなかった。工事請負にはしなかった。備品購入にした。じゃあ何のために備品購入にしたかっていったら、恐らく教育委員会のほうも市長の指示を受けて、これを何とか2学期に間に合わせるためには、せざるを得なかったという結論に、私はなるわけですが。コンセントやブレーカーもいるだろうと思うんですが、ちょっとした電気工事でも、普通の家電屋さんではできない。だから、工事会社に全部見積もりをさせたのかなと、私ほうがった見方をしました。この辺は、市の財務処理基準にはどう判断されたんですか。その辺もお尋ねをしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） それでは、ここで35分まで休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前11時35分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、会議を開きます。西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡委員の御質問にお答えをしたいと思います。

メモをしておりましたけれど、ちょっと漏れてたら、またあと御指摘をいただければというふうに思いますが。

まず初めに、リースは考えられなかったのか——済みません。レンタルは考えられなかったのかということですが、その発想には、この時至りませんでした。申し訳ございません。

また、これを備品で——費目として、備品でいいのかどうかという御質問だったというふうに思っております。これは、簡易な据付工事等でございましたら、電気工事も含みますけれども、備品購入の費目で問題はないというふうに、地方公共団体に示されております歳入歳出の科目の解説に載っております。

例えば、美祢市でいいますと、後ろにございます電気時計なんかも、電気工事についても備品で、時計として発注をさせておりますし、また、市役所内のタイプ室等の家庭用のエアコンにつきましても、備品で購入をさせてもらっているというところがございます。

また、全学校にキュービクルの設置が必要なのかどうかというような御指摘もございましたけれども、文科省からの補助要綱では、一校当たり400万円以上の工事について補助対象というふうになっております。そういった観点から、今回は

400万円未満でございますので、補助対象にはなっていないというところでございます。

また、秋山委員からの御質問でございます。各学校の設置台数と能力、電源、1台当たりの単価でございますけれども、城原小学校は、設置台数8——済みません。設置教室が4、設置台数が8、能力が18畳、電源が200ボルト、1台当たりの単価が37万9,350円、重安小学校は、設置教室が3、設置台数が6、能力が18畳、200ボルト、1台当たりの単価が32万4,000円、麦川小学校が、設置教室が5、設置台数は10、能力が18畳、200ボルト、1台当たりの単価が32万4,000円、赤郷小学校は、設置教室が2、設置台数も2、能力が26畳、200ボルトで1台当たりの設置台数が68万141円、綾木小学校は、設置教室が4、設置台数が8、能力は18畳、200ボルトの単相です。そして、1台当たりが32万4,000円でございます。

また、各小学校において、設置した機器のメーカーは異なっております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 私も計算しましたけども、先ほど質問したのは、全部一緒のものをつけたというふうに言われたですよね。各教室、皆同じものをつけたって言われたけど、皆違うということですよ。ただ、18畳と26畳が違って、あとは皆18畳ということですよ。26畳用が赤郷小学校と。市長、みんな把握しておられるんですかいね。いいですけど、私の言っていることが間違いだったら、間違いと言ってください。

だから、赤郷小学校は、26畳用が2台ということですよ。一教室に一台で。そして、あとの4校については18畳用ですよ。それが各教室に2台ずつということ。でも、この単価はちょっと違いやせんすかいね。同じ18畳用でありながら、単価が違いやしませんかということです。何で差異ができたか、私らもよくわかりませんが。突出して、ある業者は高いんですよ。そう思われませんか。それを理解して、このたびの予算が1,217万2,000円。これが137万2,000円も高くなったということですよ。専決の議題よりも。そういうことは理解しておられますよね。私の言っていることが間違いなら、間違いと言っていただければと思いますけども。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 秋山委員の御質問にお答えをしたいと思います。

先ほども少し述べさせていただきましたけれども、8月9日に専決処分をさせていただいた。これ、午前中、朝一番に予算査定をして、午後から専決処分をさせていただいたところでございますけれども、そのときの予算査定のところは、先ほど申しましたけれども、100ボルトのエアコンを2台、各教室に2台つけるということで予算を査定をさせていただいたということで、そののち工事業者が——済みません。業者が見に行ったときに、200ボルトの家庭用エアコンでも対応が可能だということが判明いたしまして、より効果的な200ボルトに変えさせていただいたということでございます。

ですので、その変更が生じたということは、その前にもう少し確認する対応が必要だったということについては、先ほども申し上げましたけれども反省をするところでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） この資料から見るとですね、これ8月9日に見積もり出された業者もおられませんか……。私の資料が間違いなんですかね。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 秋山委員の資料と私の資料は同じ資料というふうに思っております。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 見積書の日をちのことを言われておられるというふうに思っていますが、8月9日となっております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 何かね、私がか——だから、8月9日には、もう137万2,000円というのは出たんじゃないですかということを、ちょっと言っているんですよ。今、8月9日に査定をされたと言われるからね。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 秋山委員の御質問にお答えをしたいと思います。8月9日

の朝一番で予算査定を行いました。そのときが、先ほど申しました、100ボルトの家庭用エアコンを各教室に2台をつけるという予算でございます。そのうち、臨時会ではなくて、専決処分でいこうという判断に至ったときに、そののちに、業者に出向いていただいて見積もりをとった。そのときに200ボルトがいけるという判断というふうに思っております。

○委員長（猶野智和君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 8月9日と8月10日の見積書がありますよね。どの部分が——どの業者が、8月9日っていうのはわかっておられると思うんですよ。だから9日に出ながら——10日に見積書が出たということで、合わせて1,217万2,000円じゃないんですか。

だから——済みません。この見積もり5社——5社ですか、4社ですか、出た見積もりっていうのは、9日に出たのと10日に出たのがあるんですよ。トータルは、それなら9日の日はいつ、どの見積書を見ればいいんです。査定をされたという見積書ですよ。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 秋山委員の御質問にお答えをします。

この見積書をもって、8月9日の予算査定を行ったのではなくて、カタログの金額を参考にして、予算の査定をさせていただいたというところでございます。

○委員長（猶野智和君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） さっきも、もう一点質問したと思うんですけども、同じ18畳用を使いながら、何で一つだけ、一つの業者だけが突出してるんですかということですよ。

これ見ますと、赤郷小学校は確かに26畳用ですよ。ほか全部18畳用なんですよね。違いますかいね。だから、赤郷小学校が高いのは仕方ないんですよ。26畳用ですから。けども、あと全部18畳用じゃないですか。何でその金額が違うんですかということの質問を差し上げてるんですよ。

○委員長（猶野智和君） 金子教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（金子 彰君） 事務的なことでございますので、こちらのほうからお答えをさせていただければと思います。

確かに、赤郷につきましては26畳ということで、能力的に若干大きいというこ

とで、単価が違うわけでございます。ほかは18畳用でございますが、城原小学校だけ、単価のほうが少し高いということでございます。

これにつきましては、エアコンの製造メーカーがそれぞれ異なっておりますことから、それによりまして単価が違うというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 先ほど、私の質問に対して市長の答弁いただきましたが、備品で——備品購入で何ら問題がないと、こういうことでございました。

例えばですね、空調機を幹線工事をやるということは、恐らくブレーカーからだと思うんですね。これは、電気工事とはみなされないということでよろしゅうございましょうか。いわゆる工事免許がなくてもいいと、こういう判断だというふうに受けとめてよろしゅうございましょうか。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡委員の御質問にお答えをしたいというふうに思っております。

電気工事の資格を持ってない人間でも据え付けが可能なのかどうかという御質問だというふうに思いますけれども、電気工事の資格を持っておられる業者に発注をしたというところでございます。したがって、電気工事の資格を持っておられる——持たないと据え付けはできないというふうに思っております。

また、ブレーカー等につきましては、現地でですね、いろいろなことで異なるというふうに思っておりますので、その技術的なところにつきましては、今回、どの学校でブレーカーが必要だったのか、要ったのか、要らなかったのかと、そういうところまでは、私のほうでは把握をしておりません。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 市長、やっぱりね、私はあくまでも——そうすると、例えば赤郷小学校、たまたま、今市長が言われたように、全て見積もりを出されたのは電気工事ができる会社なんです。

通常ですね、今までの市長は、こういう備品を購入するとき、広く家電の空調機をお買いになるときに、決裁をするときに口添えがあるんですよ。できるだけ、市

内の多くの家電の商店さんに声をかけろよと、そして競争に参加させろと。ところが、市長は最初から、そうすると今回は工事——電気工事ができる業者のみということ、決裁の中にお伝えになられたかどうか。一般の家電さんには全く声をかけない。なぜかという、電気工事ができない。

一方では、多分、財政課長のレクチャーだと思うんですね。一方では問題ないと、簡易な電気工事だから大丈夫だと、こういうことなんですね。ところが、免許がなければできない工事を、簡易な工事という位置づけになってるわけですか。ちょっと私の解釈が違うんですか。それでないと、今後ですね、私の考え方を改めない。そこ辺がどうも気になってならないんですが、どういうお考えで市長は決裁されたのか。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） この予算査定を行った8月9日のときには、100ボルトのエアコン2台をつけるということで、予算の査定をさせていただきました。そのときには、私のほうから、市内の電器店、広く在庫があったり、すぐ工事が——工事というか、据えつけができるところを探してやってほしいという指示は出しておりました。

その結果、教育委員会のほうで、この4業者を選定されたものだというふうに認識をしておりますが、工事資格がないとできない工事は、備品購入ではそぐわないのではないかと御指摘でございますけれども、簡易な電気工事を含む据えつけ等については、過去の事例を見ても備品購入で行っておりますので、問題はないというふうに認識をしております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） いいですか、赤郷小学校の例とりますとね、もう市長も同じ資料持っておられるんだと思いますが、空調機の幹線設備工事やってるんですよ。ケーブル140メートル、いいですか。そして、配電盤のブレーカー増設やってるんですよ。これね、普通の家電屋じゃできないんですよ。

ですから、最初から備品購入、こじつけじゃないんですか。一般企業ならちゃんと電気工事会社に頼みますよ。何ぼ家電の空調機をつけるといってもですね。いいですか、主電源のところから——電源のところから、ブレーカーをつけかえるんです

よ。増設するんですよ。そんな工事が家電屋さんにはできませんよ、免許がなければ。それを備品購入とされるんですか。市長、ちょっとおかしいんじゃないですか、解釈が。

○委員長（猶野智和君） 2階、お電話はやめてください。

○委員（竹岡昌治君） 2階もですけどね、ちょっと岩本委員にもお聞きしたいんですよ。私たちがこう発言しちよる時、もうええと、アクションを起こしてんですよ。存念があるなら言ってくださいよ、ちゃんと手を挙げて。いかがですか、委員長。あのね、人が発言しちよる時に、もうええかげんにせえっちゅうような、そんなアクションを起こさないでくださいよ。存念があるんなら、手を挙げてちゃんと言ってください。岩本委員、いかがですか。聞こえないふりをしちよってでしょう。で、私たちが言うときには反応してんですよ。

もう一回戻ります。天井内のケーブルを配線するわけですよ。ブレーカーを増設して。そして、教室にきちっとコンセントをつけて工事をするわけですよ。これが、あくまでも備品購入だとかうおっしゃるんですか、市長は。もう一度お尋ねします。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡委員の御質問にお答えをしたいと思います。

赤郷小学校の見積書の中に、屋内外——済みません。空調機幹線設備工事、ケーブルが、天井内のころがし配線で140メートルと確かに記載をされております。

御指摘のとおり、普通に考えれば、工事であろうというふうに私も思っております。

今回、備品購入でやらさせていただいたのは、先ほども言いましたけれども、家庭用の空調機ということと、2学期の授業に間に合わせるために、何が最善なのかというところで、やらさせていただいたところがございます。

また、今回、御指摘をいただいているところについては、改めるべきは改め、今度から、御指摘あるようなことのないように精査をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 私が申し上げてるのは、空調機を早期にやれという指示があ

ったために、現場が混乱したっていうのは、私は理解します。私がもし担当だったとしても、これはもう、上からの指示ですから、どういうふうに対応するかというのはあるんですが。最初に、私が気になるのは、工事——備品にした理由が、3カ月間、工事にしたらかかるからということでは、ちょっと問題があるんじゃないかなど。

で、どの見積書を見てみましても、みんな——単なる諸経費はいいんですよ。だけど、何でか知らんけど、みんなオープン価格ですから、込み込み価格でも問題はないんですけど、何となくしっくりしません。我々民間だったらこんなやり方しません。ましてや赤郷小学校は130万でしょう、トータルが。来年閉校なんですよ。だから、普通ならレンタルを考えるのが常識だと思いますよ。ですから、公のお金の使い方に、私は大きな疑問を感じるんです。

歴代の市長は、一生懸命、ちまちましながら基金を貯めてきましたよね。少しでも有利なお金を使いたいということで。ところが今回1,200万円。これはもう一般財源ですよ。もっと工夫があったと思うんです。

だから、先ほど申し上げたように、赤郷は130万円もかかるならば——閉校ですよ、あと何カ月ですか。レンタルでやってもですね、半分の節約はできたと私は思うんです。それを知らなかったとおっしゃったんですけど、市長も民間の企業におられたんで、当然、最初リースとおっしゃったけど、リースやレンタルのやり方っていうのは御存じだと思いますし、私たちも大きな選挙をするとき、全部、机から空調機、あるいは冷蔵庫まで全部レンタルでやるんですよ。それで計算してみましても、半分であがると。何でそんな判断もされずにですね。

ですから、私は、空調機をつけたことに、ごちゃごちゃ言ってるんじゃないんです。その判断の経緯に問題がある。しかも専決処分にしたと。ここに大きな問題があるんじゃないですかと、ずっと朝から言い続けてるわけですね。その辺は、もう一度お答え願いたいと思います。

あくまでも備品ということになれば、契約書も業者にとって違反になりますよね。どこそこの学校までで納品しろと、こう書いてあります。どこにも工事をして取りつけてくれとは書いてありません。ですから市長、もっと法というものをきちんと、あるいは契約というものをきちんと遵守していただきたいなど。

以上で終わります。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡委員の御質問にお答えをしたいと思います。

確かに、今年度をもって閉校となる赤郷小学校、または城原小学校にも空調機を、家庭用の空調機を設置をいたしました。この家庭用の備品設置につきましては、他の施設への移設も可能ということで判断をしております。

また、先ほど、もっと安い手法でできるのではないかという御指摘がございました。確かに、レンタル等の発想までには至りませんでしたけれども、一番初めにお答えをいたしましたけれども、文科省の補助事業によって設置をした学校、小学校が全部で、市の持ち出しですね——一般財源の持ち出しが、1億2,081万7,000円ほど今までかかっております。一校当たり大体1,000万円から、多いところでは2,400万円の設置費用、一般財源から出しております。

これは、業務用でキュービクル等をかえた、まさに工事を行ったところでございますけれども、それよりは、今回は一校300万円弱程度の、全体で1,200万ぐらいで、5校の空調機の設置をさせていただいたということで、私も含めて、執行部内で予算の無駄遣いには気をつけて、こういう発想をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） それでは、ここで、午後1時まで休憩いたします。

午後0時05分休憩

午後1時00分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、会議を開きます。

質疑はございませんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 午前中にですね、備品か工事かということで議論したと思います。それに関連しまして、もう一点だけ確かめておきたいんですが、最近、国のほうで財務4表をつくることになっております。

そこでお尋ねなんですが、備品ということになれば、貸借対照表上、固定資産には上がりません。固定資産には、いくらからボーダーラインがあると思うんですね。これまでは固定資産よ、これからは消耗備品よということがあろうと思うんですが、その辺のボーダーラインについてお尋ねをしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） ただいまの竹岡委員の御質問にお答えしたいと思います。

統一基準による公会計による備品の価格につきましては、50万円以上というふうにいたしております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） そうしますと、これは一個ですか、一式ですか。私の判断は一式と。通常、固定資産の計上は一個じゃなく、一式という考え方なんです。その辺はいかがなんでしょうか。行政の場合はちょっと特別かもしれませんから。

民間企業であれば、例えば机を100台買いました。それが100万円になりました。一個からすると大した金額じゃないけど、その場合は一式ということで、固定資産計上しなくちゃならないというのが民間の企業のやり方。いわゆる税法でやればそうなるんですが、自治体の場合は、税務署との関係がないとは思いますが、財務4表の考え方として一式なのか、一個なのか。

今回、例えば、赤郷小学校は2台ですから約65万円、そうしますと、これは当然財務4表上からいけば、固定資産計上しなくちゃいけないと。ところが、今回の扱いは、全部消耗備品という考え方でやっておられます。その辺について、もう一回お答え願いたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） ただいまの竹岡委員の御質問にお答えしたいと思います。

一式と一台の区別についてでございますが、分けて扱えば、なかなか元々の目的が達成しない。例えば応接セット、応接セットの3人がけの椅子と2人がけの椅子とテーブル、これが一式でなければ機能しないというものでありましたら、一式となりまして、一個一個、個別に分けて管理できるもの、一台当たりで管理できるもの。例えば、椅子を机の——学校の机を100台買いましたら、当然一台ずつ管理するというふうにいたしまして、一台当たりの単価ということで、金額によっては固定資産台帳に計上されないと。

このエアコンにつきましても、一台一台、現状では管理できると考えておりますので、一台一台の管理ということで、単価が50万円以下になりましたら計上されないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） はい、よくわかりました。そうすると、50万円がボーダーラインということになりますと、赤郷小学校は65万円超えていますから、赤郷小学校の分は固定資産、それからほかの学校は三十数万円、一台が、ということで備品と、こういう扱いになると認識してもよろしゅうございますか。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） お見込みのとおりでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） その場合、固定資産の取得っていうのは、やはり備品扱いでいいわけですね。今回の事例の話ですよ。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） ただいまの質問についてお答えします。

備品の扱いでよろしいかと思えます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ありがとうございます。ここは大きく私と見解が違うところでありますので、また後日、このことについては、私ども精査してから、また質問なりしたいと思いますが、今回は一応、執行部が言われるのをうのみにしておきます。

もう一点ほどお尋ねをしたいと思えます。

これは、総務課長に初日にお伺いいたしました。災害で、800時間以上御苦勞なされたことについては、市民を代表いたしまして、御苦勞をされたことについては、非常に敬意を表したいと、こういうふうに思います。

しかしながら、その時間外勤務手当、専決処分をしなければ支出ができなかったのかどうか、そこについてお伺いをしたいと思えます。

○委員長（猶野智和君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） 竹岡委員の御質問にお答えいたします。

竹岡委員のほうから御質問ありましたように、このたび補正をしておりますが、

この補正をしなければ、支出ができなかったかという点でございます。

先ほど申しましたように、職員手当と時間外勤務手当、これ当初予算で478万4,000円を計上しておりました。そして、8月9日に専決で237万5,000円ほど追加しております。その結果、今現在の——9月5日現在ですが、予算は、715万9,000円となっております。

それに一方、支出額はですね、438万6,009円となっております、今現在、277万2,991円予算が残っておるという状況です。

つきましては、先ほど、補正をしなかった場合、237万5,000円を引いた場合ですね、39万7,991円残っておったという状況ですので、結果といたしまして、専決をしなくても支出はできたという状況になっております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 明快にお答えいただきました。専決処分しなくても、支出は可能であったということだと、そういう御答弁だと思います。私も、初日に質問しましたのは、同じ考え方でですね、専決する必要はなかったというふうに思っております。

そして、この9月議会にですね、補正に組んで出すのが普通なんですね。今回の専決処分も、初日に付託したから、これだけ深く議論できたんです。これが本来の議会なんですね。にもかかわらず、専決処分でそのままいくと、こういう手法を今後やられるということになると、議会はいらんと、初日申し上げたとおりなんですね。全部専決でやられたらいいんです。

例えば、この委員会で、この専決処分を仮に否認したとしますか。何にも起きませんよね。市長がお見込みのとおり、ちゃんとクーラーもつけられる。業者にも払うことができる。議会がわくわく言ったと、いいことしたのに何を言うかというような顔じゃったですよ。

先ほども、普通校の場合の経費がこれだけかかった。それを1,080万で抑えたじゃないかと。何が悪いんかと、こう言わんばかりの御答弁がありましたよね。私たちはそれを言ってるんじゃないんです。今回の専決処分の仕方が余りにもおかしい。人件費も含めて。

今後、本庁舎の建てかえも全部専決でやられたらどうですか。議会は、ゆっくり

後から招集かけて、文句があるなら言ってみいというやり方とられたらどうですか。
市長、どうお考えなんですか。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡委員の御質問にお答えをいたします。

緊急を要する事案以外については、専決はしないということで、行ってまいりたいというふうに思っております。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ちょっとお答えになってないですね。

今回も、地方自治法上、最短で2日あったら招集をかけられるんですよ。にもかかわらず、専決でやられたっていうのは、当初からお見込みのとおりですよ。議会が何と言おうと関係ないと。私はその対応を改めていただきたいなと思ったから言ってるわけです。今度、議会が反対しそうな案件は、全部専決でおやりになるんですか。議会は要らないじゃないですか。

クーラーをつけたこと、一回も私たちは悪いと言っていませんよ。クーラーは、市長の判断は英断だったと思うんですよ。そのかわり、現場は混乱したのも事実です。

先ほども、電気工事は普通の家電屋さんじゃできない、免許がないとできない。そんな工事を、あくまでも備品だと言い切られたのはそちらですよ。電気工事は、法律上、免許がないとできないでしょう。それをわかった上で、こんなやり方をしたっていうのは、僕は確信犯だと思っているんですよ。

意見については、のちほど申し上げます。もうこれ以上やっても、誰一人悪かったと思っておられないんですよ。もう議会軽視も甚だしいです。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。安富委員。

○委員（安富法明君） かなり質疑が出ておりますから、少し違う視点で、お伺いをしたいんですけど。

このたびの要望書の話も最初出てましたけども、黒塗りにしてあるところがありますから、どなたが出されたかよくわかりませんが。まず、この件でですね、私は、要望書の表書きはそのとおりだと思うんですが、裏になるんですかね、具体的に、非常に具体的に、期日まで指定をして、回答を求めておられるようなところがあり

ます。

行政に市民が出される要望書としては、かつてこういうふうな要望書を見たこと、私はありません。具体的過ぎて。予算を伴うの、当然その中にも書いてあるわけですよ。多額の予算を必要とするであろうから、当面スポットクーラーっていうんですか、私は見たことがないからわからないんですが、そういうふうな設置を求めておられるわけ。それが、要望を上回る今回のエアコンの設置ということになって、専決処分がされたということですが。私、執行部——市長とは言いませぬけれども、こういうふうな具体的な形で、要望書が出るっていうことをどう思われますか。

要するに、市民の声、当然であるというふうに思っておられるのか。私は、行政に対する要望書としては、具体的過ぎるし、これほどの予算——大きな予算を伴うっていうことが書いてあるんですから、理解をされた上で、こういうふうな書き方がしてあるんですよ。

私は、要望書の書き方として——これは出された方に言わなきゃいけないかもしれないんですけども。執行部にお聞きしたいのはですね、こういう形っていうのは、自然っていうか、何の違和感もなしに受け取られますか——受け取られましたかっていうことをお聞きしたい。

○委員長（猶野智和君） 市長への御質問ということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）市長ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（安富法明君） 委員長、念を押されますが、これは宛先が教育委員会になっていますから、教育委員会でしたかね、教育長でしたかね——教育長。ですから、教育長に聞くのが筋じゃないかということで。でも、対応されたのは市長ですから、私は市長のお考えをお聞きをしたい。

教育長はこういうものが出ましたということで、市長のほうにまわされたんでしようからね。当面、市長にお伺いをします。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 安富委員の御質問にお答えします。

質問の、ちょっと意図がなかなかわかりづらいんですけども、この要望書の内容が具体的過ぎて、それを受け取るのはどうなのかということでしょうか。要望書を書かれた方がですね——書かれたことですので、それを真摯に受けとめて、施策に反映したいというのは当然だというふうに思っております。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 私は、今回の件で、反省すべき点は多々あるよということを申し上げたいというか、市長も自らそういうふうな発言をされてるわけですが。

普通ですね、我々もあいだに立って、要望書等を出したいが、というようなときに、我々は、具体的な何日までに回答せえとか、金額というか、こういうものを、こういうふうにしなさいとか、してほしいとかっていうふうなことは、なるべく避けるように、私は市民の方には言ってます。そういうことをですね、私らも具体的な要望書をもって、そのまま対応されたことそのものに、ちょっと違和感を持つからお伺いをしました。

それでですね、先ほどからも出てるんですが、要望書にはスポットクーラーという話でしたよね。スポットクーラーについて、実証実験をしてみたよ、効果を検証してみたよということで、効果がないという話でしたよね。だからエアコンの設置にしたんだと、それはそれで、わからなくはない。

それで、さっきの竹岡委員の質問の中に——スポットクーラーって、私よくわからないから間違いがあったら言っていただければいいと思うんですが。スポットクーラーって、部屋の中に、暖かい部屋の中に置いて、部屋の中で回したら、扇風機を回しているのと同じだよっていうふうな話でしたよね。私もそんな気がするんです。でも、扇風機の風がくれば、同じ部屋の中でも、多少涼しく感じます。部屋の温度が、それで部屋の温度を測っても、部屋の温度が変わるとは誰が考えても思いませんよね。暖かい空気が対流しているだけ。冷たくなりゃあ——クーラーでも、部屋の中で冷たくなりゃ、後ろで暖かい空気が出ているわけですから、そういうことだというふうに思うんですが。

それは、それとしてですね、もう一つお聞きをしたいのは、教育長宛てにですね、こういうふうな要望書が出てきて、総額で流用分も合わせると1, 217万円の専決処分がされた。専決処分は1, 080万円ですが、されたということですよ。

それで、私は前回、バス通学の件が同じようにいろいろと議論をしました。そのときに、市の執行部と教育行政を執行される教育委員会、総合教育会議ですかね。こういうものが、どうして開けなかったんですかと。要するに、重要な案件には、教育委員会も教育委員会なりの——先の文科省からの通達文もありますよね。そういうものを含めて、どうして市長と十分な議論がされたかどうかっていうふうなの

が感じ取れないんですけれども、その辺のことについては、今回の件で、どういふふうに感じておられるんでしょうか。これは、教育長にお聞きをしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 岡崎教育長。

○教育長（岡崎堅次君） 安富委員の御質問にお答えいたします。

実際、今回の猛暑というのが、文科省から出た、最初に出た——今年度の文書5月に出たわけです。これに関しては、先ほど竹岡委員に対してもお答えしましたように、毎年、文科省から注意喚起をいう時点、それから熱中症強化月間って7月にあるから、そのシーズンになったら気をつけなさいよという文書でありました。5月の文書を受けた時点では、毎年の文書でありましたし、今シーズン、熱中症も教育委員会として大きな課題でありますし、小中学校でしっかり、夏になれば対応していくということでありましたので。

その時点で、暑さに対する協議として、総合教育会議の議題として、ふさわしいんじゃないかということだろうと思うんですが、ことしの暑さというのが、7月に入って、本当に猛暑ということで、大きな課題になりましたし、小学校1年生が亡くなられたことで、すごくクローズアップされてきて、その時点で大きな議題になったとは思いますが、とりあえずこの夏、2学期以降の対応として、教育委員会としてできることは何かということ、7月の小学生が亡くなった後に、文書を受けた時点で、教育委員会として、対応として何ができるかということ、話し合った結果、エアコンの設置については工期もかかるし、また金額も絡む。2学期以降は、何とか各学級に二つずつ扇風機を配付することで、何とか乗り越えて、あとはそれぞれの学校の校長先生方に、学校の実情に合わせて、何とか対応していただけたらということ、7月の時点では、教育委員会としては、扇風機で対応ということでおったわけでございます。

ですから、総合教育会議を開くとするならば、議題としてやるならば、今後の中で、しっかり話し合っていかなきゃいけない議題であるというふうには受け止めております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 要するにあれですか。教育長、総合教育会議を仮に開くか、開かないかの判断ですよね。ていうのは、当然教育長は、そういうふうな判断をさ

れる立場にあると思うんですが、市長でしょうね。

教育委員会としては、じゃあ市長がクーラーをつけよう、予算化するよっていうふうなことであれば、それはいいことですからっていうふうな話に、当然なりますよね。

○委員長（猶野智和君） 岡崎教育長。

○教育長（岡崎堅次君） 30年度のスタートに関しましては、教育委員会が進めております文科省の支援を受けて、設置をしていく計画にのっとってやっておりました。

今年度、30年度については、大嶺中学校とそれから美東中学校を対象ということで、随時、年次をおいて設置をしていくということで動いておりました。

総合教育会議を開くとするならば、招集は市長が招集して、議題に沿って話をしていくわけでありますけども、何せことしの暑さが7月ごろから急にありましたので、会議を開くということころまでは至ってないということころでございます。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） お聞きをしたいというか、申し上げたいことは、要するに、こういうふうな事案に対して、今、教育長が言われたのはですね、教育委員会としては、お金がかかるし、この要望書の中にも書いてあるとおりで、多くの予算を必要とする。だから、扇風機を2台ずつでっていうふうなことですよね。教育委員会の思いというか、規模を上回る、執行部側——要するに市長の側から提案があって、扇風機2台よりはクーラーがいいに決まっていますから、効果が出るの決まっているわけですから、それならそれでいいよっていうふうな判断だろうというふうに思うんです。

でも、バス通学のときもそうでしたよね。要するに、間の議論が抜けてる。市長と教育委員会というのは、総合教育会議を持つ持たないは別にしても、少なくとも、何か一方通行的に予算措置がされて、これでやりましようねって言うたら、現場は——現場というのは教育委員会っていいですか、事務局ですよ。もう、それに合わせて書類をつくる——書類をつくるっていうと、言い方が悪いかもしれませんが、そういうふうに動いてるとしか思えないんですよ。

だから、先ほどからいろいろ質疑が出てますように、幾つも問題点はある——ありますよね、確か。執行部の方、うんというわけにもいきません。いかないかも

しれませんけれども、私はそういうふうに思います。

その辺のところは市長、どうなんですか。市長の——何ていいますか、思いが、いいほうにいくんだったら、最初、一般質問のときにも言いましたよね。結果はいいほうにいくんだから、間は、どうでもいいのかっていう話にもつながるんですよ。同じことなんですけどね。だから、その辺の市長の考え方っていうのが、よく理解ができないというか、見えないと。

まだ、あと一つ二つ聞きたいことがあるんですが、とりあえず市長としては、よくなればいいねって、専決でやって、エアコンがつけば、それでいいねという思いだったのかどうなのか、お聞きをしたい。

○委員長（猶野智和君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 市長の政策的判断のゴー、ストップの判断としては、私にも責任があるわけでございます。

まず、クーラー設置の必要性についてということですが、この夏の猛暑、酷暑については、マスコミ報道等で、皆さん御案内のとおりだというふうに思っております。

一番心を痛めたのは、7月17日の愛知県豊田市の小学校1年生の熱中症での死亡事案でございます。美祢市の子どもに、こういうことがあってはならないということが大前提でございます。

その後、PTAから要望書が出たわけでございますが、一人としても、一人たりとも、そういう熱中症での重大事故、事件があってはならないということが、事の始まりでございます。

その結果、いろいろ調査・検討した結果、家庭用クーラーで十分対策となるんじゃないかという判断で、私は市長の背中を押したわけでございます。

次に、クーラー設置に要する費用を専決処分——全部専決処分の件でございますが、これは言われるように、できる規定でございますので、議会での議決、議会に諮るということが大原則でございます。

ただ、8月9日に、ちょうど情報として、愛知県長久手市が、小中学校のクーラー設置事業を専決処分したという情報を得ておったことから、また、議会のコンセンサスも十分得られるんじゃないかと、私もそう思ったところでございます。

議会への配慮が十分足りなかったことに関しましては、大変申しわけなく思っ

おります。この点については申しわけないということで、御理解をいただくしかないわけでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） ちょっと、質問が前後して分かりにくいかもしれませんが、市長の答弁の中で、市長会において、県の市長会において、国にクーラー設置の要望をしたと——補助でしょうね。補助金の要望をして、30年度以内に設置したものに対しては、遡及適用といいますかね、さかのぼって補助金がもらえるように要望もしてあるというふうに言われたような気がするんですが、私の言うとおりで正しかったんですかね。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 安富委員の御質問にお答えします。

安富委員の一般質問のときだったかと思えますけれども、8月の下旬に、山口県内の市長会がありまして、そのときに、小中学校への——公立の小中学校へのクーラー、エアコン設置の議題となりました。

ここでいうクーラー設置、エアコン設置ですけれども、先ほど竹岡委員の質問にもお答えしましたとおり、文科省の規定にはまるエアコン設置でなければ、補助対象とならないということがありましたので、市独自でつけたところ、またこういった緊急事案としてつけたところに対しても、さかのぼって補助をしていただけるように要望を、山口県の市長会のほうでお願いしたいという旨を発言をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 市長、そういうふうに、さかのぼって、今まで補助金がついたような経験がございますかね。要望すれば、30年度中に先行して実施したものに対してですね、補助金がつくようなことがあるというふうに考えられますか。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 安富委員の御質問にお答えをしたいと思います。

大変厳しいことだというふうに思っておりますので、市長会を通じて要望したというところがございます。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 一応、市長会という権威のあるところでまとめられたということですから、とやかく申し上げるべきではないかというふうには思いますけども、何かこう、今までの行政の在り方っていうか——からすると、私は非常に甘いなというふうに思います。もし、こういうふうな感じの思惑で予算措置が、仮にされているとしたら、私はちょっと問題があるなというふうに思います。

最後に、もう時間が経っていますから、もう一つお聞きしますが、今回、流用分も含めて1, 217万円の議案なんですけど、これ当然、今は工事費といいますか、備品の調達というふうに言われますけれども、それで、この予算を執行されたわけですが、当然エアコンですから、暖房はどうされるのかよくわかりませんが、電気代等の維持費が必要かと思うんですが、この辺はどういうふうに考えておられるか、お聞きをしておきます。

○委員長（猶野智和君） 西村教育総務課長。

○教育総務課長（西村明久君） 電気代等の維持費につきましては、教育委員会のほうで支出するということになります。エアコンがついてませんところにエアコンをつけましたので、増額というふうなことになるかと思いますが、ちょっと状況をみさせていただけたらと思います。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） よく聞こえなかったんですが、基本的には、今までなかったものを大量に——大量についていうか、5校でしたかね、合わせれば、かなり、多少なりとも、金額がどうしても出てくるというふうには思うんですが。

そういうことも含めて、やはり最初から申し上げますように、今の2点の中で触れましたクーラーの設置が、子どもたちに結果的に、いい影響を与えるからいいだろうというだけでは、やっぱり済まないだろうと。当初予算を含めて、足りない補正も当然出てくるでしょうけれども、そういったものが精査をされた上での、やはり議論になってほしいと思うから、いろいろな意見が出るんだろうというふうに思っております。

以上で終わります。答弁は要りません。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ちょっと関連なんです。冒頭に私は、要望書についてお尋ねをしたと思います。今、ふと気がついたんですが、確か初日だったと思うんですね。山口新聞だったと思うんですが、父兄——保護者、それからPTAからですね、エアコンをつけてくれという要望書が出たので、やりましたという記事がありました。

初日に、市長の答弁もエアコンをつけてくれという要望書を受けて、こういう判断したと、こういう答弁だったんですね。あの山口新聞の記事は嘘なんですか。私がこれ見た限りでは、スポットクーラーとは書いてあるが、エアコンは要望されておりません。にもかかわらず、報道はそういうふうになっています。

したがって、我々がここで議論したことを、もし、保護者の皆さんがお聞きになったら、議会は何か（聞き取り不可）をやっているようにみえると思いますよ。

冒頭に、私もう一つお尋ねしたけど、ちょっと明快な答えがあったかどうか覚えておりませんが、重安小学校の校長は、校長会の会長か何かですかというお尋ねをしたと思うんですね。なぜならば、明快に麦川小、城原小、赤郷小、綾木小及び各中学って書いてます。

したがって、この先生にちょっとお尋ねもしたいんですが、委員長、できますか。なぜこんなね——私たちも、よく地区の要望を聞くんです。早く言えば、草刈りをしてくれとかですね。それから、あそこの溝をよくしてくれとかいう要望書を出します。ですが、全市的にやってくれとか、やってません。どこそこやってくれとかっていう話は出しません。

というのは、相談も何もしないで、そういうよそのことまでは、要望しないというのが我々の原則でありますから、恐らくお話し合いをやられた結果、出されたんだろうと推測するわけです。当初の教育長の答弁では、そこまでは調べてないとおっしゃったんで。私はぜひですね、この校長さんにお聞きしたいと思うんです。しかも黒塗りのところ、なぜ、重安小学校ではないのか、ちょっと気になるんですね。その辺もあわせて、委員長、ちょっと取り計らいをしていただけますか。

○委員長（猶野智和君） それでは、ここで一旦休憩を入りたいと思います。暫時休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後3時20分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、会議を開きます。

竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 休憩前に、私の発言があやふやなところがあったと思います。聞きようによっては、参考人招致という言い方もありました。

私は素朴にですね、重安小学校の校長が——この要望書を見ますと、極めて政治的な文書があると。一校長がですね、学校の校長会の会長でもない、それから、この要望書が、例えばPTAの連合会長名だとかだったら納得いくんですよ。文書が。ですが、一校長が、一小学校のこの要望書に対して出されたのは、他校のこと、中学校のこと、全部触れられた。余りにも政治的な表現があると。それで、どういふお考えなのかなということだったんですが、参考人として招致の必要は、私はないと思いますが。

教育長に、一つだけお願いなんです、今後、一校長が、こんな要望書を出されるといふのは、私はおかしいと思うんです。これが連合会の、いわゆるPTAの連合会長だとか、少なくとも重安小学校だけのことに限定するか、そうしたやり方をされるように指導していただいたらなど、このように思いますが、いかがなものでしょうかね。

○委員長（猶野智和君） 岡崎教育長。

○教育長（岡崎堅次君） 竹岡委員の御質問にお答えいたします。

御指摘されたように、私もそういうふうな認識を持っております。提出した校長先生には、そのように指導してまいりたいと思いますし、また、受ける側の市教委においても、そういう要望書が出たときに、しっかり精査をして、要望書を受けてみたいというふうに思っております。

○委員長（猶野智和君） ほかに質疑ございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 仕様書を見ますと、普通教室に2台ずつとあります。赤郷小学校のみ、1教室に1台の仕様書になっていますが、これはどういうことでしょうか。

同じ30年度末をもって統廃合——赤郷は大田に統廃合されるんですが、ほかにも統廃合の予定校あると思いますが、この赤郷のみの仕様書の違いは、どうしてこのようになってるのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（猶野智和君） ページ数とかありますか。

○委員（三好睦子君） ページ数ですか、仕様書は——各仕様書がありますので、仕様書っていうところをめぐってください。（発言する者あり）

○委員長（猶野智和君） 48だそうです。西村教育総務課長。

○教育総務課長（西村明久君） 赤郷小学校につきましては、26畳1台でも効果があるということでお聞きしましたので、26畳1台ということにしております。
以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 済みません。赤郷小学校は、生徒数が少ないからってということなんですか。さっきよく聞こえませんでした。ごめんなさい。仕様書が——仕様書が違うので。1教室に2個、それも、しかも56何とかですけど、ATA56、赤郷はATA80でしたかね。赤郷だけ、なぜ仕様書が違うのかと。済みません。マイクよく通してください。

○委員長（猶野智和君） 西村教育総務課長。

○教育総務課長（西村明久君） 赤郷につきましては、もう事前にですね、業者のほうに行っていたきまして、見ていただきましたら、26畳1台で賄えるということをお聞きしましたので、そちらのほうを設置したということでございます。

○委員長（猶野智和君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） そしたら、仕様書ってというのは、普通——普通、仕様書発注ってというのは、これこれこれこれ、機種はどのようにするか。これこれこの仕様について、どういう機種を入れてくれとか、どのようにするか。それをするのが——どういうものを取りつけるか、こういうものであってほしい、材料とか金額とか、事細かに注文したのが仕様書じゃないんでしょうか。今の話では、事前にこうこうっていうことでしたけれど、赤郷だけそういうことなんですか。

○委員長（猶野智和君） 西村教育総務課長

○教育総務課長（西村明久君） 仕様書におきましては、普通教室2教室に空調設備を設置するということで、委員申されました、ダイキンのルームエアコンというようなことを書いていますが、同等品も可能とするということで——同等品も可能とするという表記をさせていただいております。それで……（発言する者あり）

○委員長（猶野智和君） 同等品。同じ——同じ能力のもの。

○教育総務課長（西村明久君） はい、同様の能力のものも可能とするということに

しておりますので、そういった表記をさせていただいております。

○委員長（猶野智和君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 私が問題にしたいのは、30年度末で、統廃合がされようとしているところと同じ扱いじゃないのかなど。それを、ちょっと気にしてるんですけど、どうなのでしょう。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 三好委員の御質問にお答えをしたいと思います。赤郷小学校が来年度末3月で——済みません。今年度末の3月で閉校になるのは、御承知のとおりだと思いますし、また、あわせて城原小学校も同様に閉校になる。

そこで、なぜ仕様が違うのかというようなお問い合わせだろうというふうに思いますけれども、当然のことながら、教室が冷えるのが大前提でございます。それをいかに効率よく、安い金額でやっていくかということを加味した上で、発注をしているというふうに思っておりますし、赤郷小学校が26畳1台で冷えないと——性能がないということではございませんで、しっかりとした対応ができているものだというふうに認識をしております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する御意見はございませんか。戎屋委員。

○委員（戎屋昭彦君） この専決処分につきまして、反対意見を言わせていただきます。

なぜかと申しますと、西岡市長が常日ごろから、私も大賛成ですけど、市民の安心・安全、教育充実都市、そのために、しっかりエアコンつけることは、私も大賛成です。

ただ、やはり、今回のこの資料をきょう朝いただきまして、皆さんのお話も聞かせていただき、私も意見を言わせていただきました。しかし、この専決処分をするやり方につきまして、ちょっと問題があるということで、私は、やはり本当に今後のためにも、ぜひお考えしていただきたいということで、提言を言わせていただきます。

○委員長（猶野智和君） ほかに。山中委員。

○委員（山中佳子君） この専決処分の議案に承認の討論をさせていただ——賛成の討論をさせていただきます。

ことしの夏の暑さは災害とも呼べるほど異常であり、連日、マスコミは、水分の補給とエアコンの使用を呼びかけていました。熱中症で緊急搬送される人も例年より多く、お年寄りなど中高年だけでなく、幸いにも美祢市ではなかったと思いますが、全国的には小学校、中学校、高校生も救急車で運ばれたというニュースが数多くありました。

そのような状況を踏まえ、美祢市がいち早く市内全部の小学校にエアコン設置を英断され、実行に移されたことは評価されるべきだと思います。来春、統廃合される予定の赤郷小学校、城原小学校にも、もちろん設置されました。子どもたちの安全・安心な生活を考えたとき、今回の事業は、9月から始まる新学期に間に合わせるために緊急を要する事件だったと思われま

す。地方自治法179条では、普通地方公共団体の長において、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、市長は専決処分を行うことができると規定しています。

しかし、この、議会を市長が招集する暇がないとの認定は、主観的な判断ではだめで客観性がなければなりません。

今回、8月9日午前中に予算査定を行い、その後、議長に臨時会の相談をしたとの経緯が報告されています。議会の招集権は市長にあり、議長にはその権限はありません。私たち議員は、竹岡委員が言われるように、議会の招集があれば、盆であろうが正月であろうが、議会に出席するのは当然のことと思っています。

しかし、今回議長は、副議長とも当然慎重に協議され、今回は議会を開かなくても専決処分でもいいよと判断されたんだらうと思います。

結果が同じなら、その過程はどうでもよいのかという意見もありましたが、これは私の考えですが、議長、副議長も災害や異常気象に関する案件において、議会の反対はないだらうと判断されたのではないかと思います。すなわち、今回の事案を客観的に見て判断されたのだらうと推察されます。

以上のことより、この専決処分に対して、客観性、妥当性が認められると考えますので、私はこの専決処分に賛成いたします。

それから、先ほど要望書のことは、非常に問題になっておりますが、専門的に書かれているというような話もありましたが、私も20年近く前に育友会の会長やっておりますが、この緊急事態だったら、このぐらいの文書は私でも書きます。そのときには、全然政治的にも接点はありませんでしたし、とにかく子どもたちのことを考えれば、これぐらいの書面はできると思います。そのことで、校長や出されたPTA会長に指導されるというのは、私はどうかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） ちょっと申し上げておきたいんですが、正副議長の連携が足りないと言われると、それまでなんですが。私は、この件に関して相談は受けておりません。

私の姿勢は、極力、執行部から前もっていろいろな相談があるときには、申しわけないですけども、あまりお話を聞くつもりは、実はありません。事前に聞いてしまえば、まともな判断ができなくなる可能性があるからです。

議長が、ちょっと来て一緒に聞いておけると言われれば、私は副議長の立場ですからあると思いますけれども、そのことは申し上げておきたいというふうに思います。

それで、私も端的に申し上げますが、この議案——今、山中委員の話にもありましたが、自治法上の179条ですか、要するに議会が成立しないとき、あるいは、この議案にも一緒に出ておりますが、災害等の対応で緊急を要する場合、首長が議会を開かずに執行できるという、専決処分という事案例があります。

で、この事案に、この議案に対して、報告議案に対して、もう朝から議論をしてるわけですが、議会は招集をされれば、いつでも応じますよってというふうな発言が実はありました。そのとおりだというふうに思います。

結果論として、これ一般質問のときにも申し上げましたが、結果が一緒なら、その過程は、手法はいつでもいいかっていうと、そういうことではありません。私は、そういうふうに思っております。

だから、今回の件も多くの問題点を指摘をされたというふうに思うんですが、もう、現実にはこの予算は執行されております。だから、我々が、承認しようと承認しまいと、決算の認定と同じで、結果が変わるわけではありません。

例えば、来年度——三好委員の発言にもありましたが、来年度閉校になる学校に

も同じ措置をする。そりゃあ平等にやらなければっていうことかもしれませんが、方法論は議論の中にも出ましたように、私はまだあるというふうに思います。

市の行政の原資は税であります。その執行に当たっては、慎重が上にも慎重に、議会も当然その使命を果たすべく、私は参画をしなきゃいけないというふうに思っております。結果がよければ、それでいいじゃないかというような話には、私はならない。それが議会の立場であります。そのことを申し上げて、反対の意見とさせていただきます。

○委員長（猶野智和君） ほかに御意見ございますか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 私、賛成の意見で申し述べます。

この暑さはですね、災害級という気象庁の会見を何度も聞きました。文科省も、数えましたら6件、スポーツ庁が1件ですね、熱中症に関して通知を出しておられます。

市内で、小学校が14校あると思いますが、その中で、エアコンがないのが5校ということですね、災害級の暑さで、5校のみ辛抱させるのは忍びないということで、事故の恐れや、9月以降も暑さが続く予報があるということで、普通の自治体であれば、恐らくですが、ことしは無理ですと、こういう言い方、問題の先送りが、ほぼなるんじゃないかというふうな予想もしております。新年度予算でということになってくるかと思いますが、市長はよくぞ決断されました。要望書が出た、出ないという事柄ではないというふうに考えます。

市長がですね、議長に臨時議会の招集をお願いされたようですが、時間がないというところでしょうか。またですね、なるべく早くつけなさいと。災害も早く復旧しなさいということでしょうか。市長の専決処分でのことでした。議長の発言は重たいと思います。

このたびの事案は、専決は、緊急やむを得なかったというふうに思います。議会答弁から伺うにですね、8月9日に取りつけの決定をしながらですね、よく20日間で、これほどまでエアコンの取りつけができたものというふうに感心いたしました。御努力に敬意を表したいと思います。

ことしの暑さは異常で、ことしのエアコンの取りつけは、注文からかなり待たされるというふうに聞いておりましたので、新学期に——9月の新学期に間に合うということで、大変よかったというふうに思います。

この暑さがですね、昨年からわかっていれば、本年度、当初予算で計上されたの
でしょうが、当然わからないと。6月の補正にもわからないということで、児童の
安全を思い、決断された。なんといい決断だったろうというふうに思います。今さ
らながら、感謝しておる次第でございます。来年度には、ぜひとも市内中学校全部
にですね、補助金があるなしにかかわらず、エアコンの取り付けをお願いしたいも
のだというふうに思います。

最後に、このたびの専決処分などに、市長の行政の進め方について不信があるよ
うであります。こういう場合、地方自治法に基づく不信任案を出される選択肢もあ
るかと思えます。

以上で、私の発言といたします。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） いや、びっくりしましたね、今。文句があれば不信任案を出
せという。これ、今の本気ですか、秋枝委員。

○委員長（猶野智和君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 選択肢もあるというふうに言いました。

以上です。（発言する者あり）

○委員長（猶野智和君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 議員に対して、質問ができるできんというよりも、やっぱり
議会の中での、やっぱりルールとマナーがあると思うんですよ。

選択肢の中に、そりゃあ今の不信任案があるから、不信任案が出せるんだから、
出せやということですか。ちょっと暴言じゃないですか。それは本人の、議員の資
質の問題ですから、それは本人が、それが妥当であればそういう考え方と、私もや
っぱり受け取っておきたいと思えます。

それで、私はちょっと確認を――委員長、確認をさせてもらっていいですかね。
確認を。ちょっと私の答弁に対して、金子局長の答弁がちょっと違っておったよう
な気がしたから、これ確認だけですから。メーカーが違うから、単価が違うよって
いう発言をされたと思うんですよね。でもメーカー、これ今見たらみな一緒じゃな
いんです。いや、メーカーみな一緒じゃないです。18畳のところって……。

○委員長（猶野智和君） 一応質疑は……。

○委員（秋山哲朗君） 質疑はだめなんですか。はい、わかりました。

今ですね、私もこれ資料見ましたところ、金子局長の発言の中から、メーカー全部ですね、ダイキン4校ですね、綾木と重安と城原とそして麦川ですか、ATA56のUPEのW、これ、全部メーカー一緒なんですよね。（発言する者あり）いやいやメーカー——これ、同等品ですから、これ一緒ということじゃないんですか。そりゃあ質問できませんからいいんですけども。

恐らく、これでやっぱり出されたと思うんですけども。それでも、ちょっと単価が違います。同等品っていうのは、ほぼ恐らく一緒であろうというふうに思うんですよね。それが一社だけ、ちょっと突出してますねっていうことを、ちょっと質問させてもらったと思いますので。これは、このことでちょっと指摘をしておきますけども。

ただ、先ほどの、議長に対しての専決を、了解したよという発言がありましたけども、やはり、我々議会のほうも調べさせていただきました。市長と議長の関係っていうのはですね、そういうふうな立ち話ですのようなことが、正式なことじゃないんですよね。市長も議員やっておられたからわかると思うんですけども、やはり市長と議長の関係っていうのは、正式に議長室に来るか、市長室に呼ばれてやるか。ここがですね、きちっとした公式という協議の場であろうと思うんですよ。そのことが、ちょっとおかしいんじゃないですかという御指摘があったと思うんですよね。

今後、それなら議長がそういう、よもやま話で、ましてこの本会議場で、議長としたからいいんじゃないかと言われるとですね、やはりその資質の問題、意識の問題だと僕は思います。そういった手順もありまして、私はこのたびに対しては賛同をしかねております。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 次に、今、反対が出ましたから、本当は賛成が出ないといけないんですけれども。

今ちょっと秋枝委員のほうから、文句があったら不信任案を出せばいい。これは、この場で発言してはいけない、私は言葉であると思っております。こういったところで、議会同士が、ここまで殴り合いの言葉でやるというのは、私はちょっと控えてもらいたいなど、このように思っております。

それで、私はちょっと反対の立場で申し上げますけど、基本的には、今回は災害級の確かに暑い日、本当に熱中症等では、皆さんも御存じのように7月の17日、

愛知県で小学1年生が、校外学習ののちに倒れて亡くなったと。そういう中にあって、学校の校長先生からも、この7月の25日ですか、御要望書を、スポットクーラーをつけてもらいたいと、こういったところも出てきてるわけですね。

それで、文部科学省も早いうちから、いろいろ熱中症対策のシンポジウムも、6月の上旬にはいろいろ打ち出して、何とか早く対応を、自治体でもしてもらいたいという案件もたくさん出ていたわけですね。それで今回、要望も7月25日に出たと。

私は、それから今回、いろいろ市がそれに対して進めていくに当たって、8月の10日ぐらいまでには、今回のいろいろクーラー設置にあたっての対応というのが、私は臨時市議会を設けてもですね、私はできたと思っております。

だから、その点については——だからきょうでも1日ですよ、1日かかります。きょうのこの案件について。だから、それほど内容がたくさん、いろんな問題で、専決処分の問題、また、いろいろ皆さんからもあった随意契約の問題、いろいろ経緯についてたくさん出ました。もう、きょう一日、まだかかるかもわかりません。

それで、それぐらい内容がある、今回は専決されたけれども、反対しても通りまされども、それは結果としては、私どもも同じように、小学生が熱中症にかからないために、早く対応していただきたいです。

しかし、しっかりと今後、8月の10日ぐらいには、いろんな準備というのは私はできて、臨時市議会も私はできていたと思っております。それで、今回みたいな形で、税収というものをきちっと適切に使っていくための、いろんなさまざまな皆さんからの御意見等も出ていたら、より一層、いい形にはなっていたと思っております。

それで、今後、こういった案件。大きな——今回も5億549万、専決処分されていますけれども、私はしっかりと臨時市議会1日でももってですね、それでやっていたら、議会側と執行部の関係というのは、より一層、私は両輪のごとく回転して行って、市民のためにもいい形になっていたと思っております。

今回は、今後、こういった形がないように、どうか市長、また議会側との対応を十二分に行ってもらいたい。もう、専決、専決でやらないようにしていただきたい。このように、要望兼意見を申し上げさせていただきました。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 反対意見ということですね。はい。ほかにございせんか。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 私、賛成の意見として述べさせていただきます。

本日、教育委員会のほうから、時系列を追った詳しい説明がございました。要望書の中に、7月の25日に作成されて、8月の10日までに書面にて回答をいただきたいと。これもまた文面の中に、多額の費用、時間を必要とするだろうとうたいながらも、ちょっと乱暴だなという思いがしておったんですけど。

それを受けまして、25、26、27日に、8月の2日、6日、9日とですね、執行部の方が間に合うように——施工にひと月かかるという表がありましたけど、間に合うようにということで、随分努力された経緯が酌み取れました。

質問事項の中に、エアコンのレンタルの話も出ました。そこには至らなかったという、ちょっと残念な御回答だったんですが。ことしはですね、生命に危険な暑さということで、子どもたちの命が危惧されておる中で、こういう迅速な行動をとられたということには敬意を表したいと思います。

また、先ほど来、ちょっとお話がありましたけど、何でもかんでも専決じゃいけませんよっていうお話もありましたんで、そこを、今後御注意いただくとして、このたび私は賛成させていただきますと思います。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。徳並委員。

○委員（徳並伍朗君） 私は反対の意見を述べさせていただきます。

空調設備は、年次計画的に整備を行っていますよということで、もちろん、恐らく今年度はそういう各学校に、小学校にも空調設備をされることであろうというふうに思っておったんですが、残念ながら、空調設備はつけたけど、二、三日しか使っていないという学校もあるそうであります。

もちろん、これから寒くなりますし、暖房が利くということでいいんですが、「広く会議を興し万機公論に決すべし」という言葉があります。早くですね、例えば6月議会にでも、もう5月から、むしろ出してるわけですから、早く6月議会に出してもらって、議案に出してもらって、そして早くつければ、十分6月、7月の暑さにも、子どもたちはゆっくりと、涼しい中で勉強できたのじゃないか。万機公論に決すべしということ、全くされていない。ただ、何か知らんけど、遅れたか忘れたか、そんなような気がするわけであります。

私は、もちろん小学校、設備、年次的に計画して行ってですね、早く小中学校に空調設備、もちろんこれは、そのことについては全く反対はしておりませんが、しかしですね、考えてみてください。2校は統合されるということで、私、あともう恐らく、そろそろ暖房——冷房はいりません。今度は冬になると暖房がいるというふうに、思っております。あと、数カ月の空調設備だろうというふうに思って——がいるんだろうというふうに思っておりますが、ただですね、それを考えて、先ほどにもリースでやったらどうかなという話もありました。非常に、いいことだろうというふうに思っております。

例えばリースで、半額安くなれば（「レンタル」と発言する者あり）——ああレンタル——レンタルで安くなれば、その分だけですね、いいものを、強力な空調設備をつけたらどうです。そういう話も全くないんですね。ただ、学校にないからつけるだけ。みんなで話し合って、執行部と議会が皆で、そういう子どもたちのために話し合ったら、まだよかったなと私は思います。

もちろん、統合される小学校については、今後、またいろいろと、いろんな利用価値といいますか、地域の活性化とかに含めて使われるときに、その時には、またそれなりに、冷暖房設備もつけてあげればいいというふうに思っておりますが。

とにかく、昔、議員が言っておりましたね、1円でも税金だと。税金を無駄遣いせんように、少しでも効率的に、1,000万円ぐらいの金を効率的に使うためには、執行部と我々も考えながらやっていったらいい。それが全くなくて、専決処分やったということにつきましては、私は反対をいたします。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 私は、この承認することへの賛成の意見を述べさせていただきます。

今、先ほど6月議案にも出せなかったかっていうこともありますが、議案の作成の時点では、激甚災害に似たような、ことしの暑さは異常で、そういうことは図られなかったと思います。ことしの暑さは本当に異常で、子どもが熱中症で死亡するという事故もありましたが、緊急にエアコンをつける必要があったと思います。

それで、今回のことには賛成ですが、先ほど廃校になるところにはレンタルでという意見もありましたが、これは何か、赤郷だけレンタルのような意見もありまし

たが、廃校は2校ありますが、レンタルではなくて、この廃校に設置されたエアコンについても、しっかりと——廃校されても学校は地域の——地域の方々の活動の拠点となりますので、廃校になったといえども、エアコンを取り外すことが絶対にないようにお願いをいたします。

このこともございまして、今回の承認することに賛成の意見といたします。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 私は、朝からるる申し上げたように、もう言うまいかと思ったんですが、山中委員が言われた、猛暑の中で子どもたちという話、これは感動して聞いておりました。前半はもろに賛成です。私も同じ考えです。

ですが、初日も申し上げたように、結果オーライだから何してもいいかというのは、また議論が違うと思うんですね。

私も終始一貫、市長の英断で、クーラーに変えたと——エアコンに変えるということについては、私は、別に反対はしておりません。そのために、現場が大変だったですねっていう話も申し上げました。確かにそうなんです。それでいろいろと、随契でせざるをえなかったとか、いろんな問題が出てきます。市長が答弁されたように、工事なら3カ月かかるから、備品購入にしたんだという話もお聞きしました。

ですが、やはり、きょう岡山委員も言われたように、1日かかってこの議論ができ、そして、いろんな問題点が出てきたはずなんです。これが、もし本当に付託されているものなら、徳並委員も言われたように、もっともっとお互いがいい知恵を出し合えたと思うんですね。そして、効率のいいお金の使い方ができたんじゃないかなと思います。

ただ、残念なのは、文句があるなら不信任案出す手もあるよと、これにはちょっと私はびっくりしました。今後、反対の意見を封じる発言だと私は思います。反対するなら、文句があるんなら不信任案出せばいいじゃないか。そんな、美祢の議会は、程度が悪いんですか。この議論することが、そんなに耳ざわりが悪いことなんじゃないかな。今さら何を言っても、もう専決されてるわけですから、議会としては何の術もありません。こうしたらいんじゃないのという改善案も出せません。したがって、私は、この専決の仕方に問題がある。

局長にもお尋ねしました。最短何日でできるんですかって言ったら、2日あればできるわけですね。そうすると、13日に契約されてます。契約は備品購入ですか

ら、よくぞ、これだけのものがそろったなと私は思いますよ。しかも、これは学校までで納入がいいということになってます。これは誰も訴えないからいいんですが、契約書は納入だけなんです。それに工事をさせてるわけでしょう。これ、誰かが異議言ったらどうするんです。何で私らが工事せんにゃならんの。契約書どおり、契約書って、そんなに軽いもんなんです。私はもっと重たいもんだと思います。

ですから、結果オーライで何をしてもいいという議論は、私は反対したいと思えますし、今後、これは誰がおっしゃったかね。杉山委員も言われたですね。専決については、やはり、注意をしていただきたいという意見もありました。私もそう思っております。

今回は、特に議論を深めていくべき案件だったというふうに私は思っておりますし、もう、何を言っても、その場限りの答弁ばっかしいただいたわけですから、議会の不甲斐なさ、これを自問自答しながら、反対の意見を申し上げて終わりたいと思います。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。末永委員。

○委員（末永義美君） 私も、この件は同意できないと、反対の意見を述べます。

市民生活や教育環境の質を高めていく、これには、この暑さだから、とてもいい判断だと思っています。

しかし、私、単純な疑問ですけど——疑問っていうか、どうかなと思ったのが、7月25日にこの要望書が起きて、この要望書を受理された日付が入ってますので、この日のうちに受理して、26日には教育委員会のほうで協議が進んだと。そして、その後、スポットクーラーの効果の検証が始まって、あっという間に事が進んでいったと。その間、先ほどから各委員が、委員の話している9日の日に、いろんなところでお話があったと。

私も、執行部と議会のあり方を考えると、また、これからの専決やまた協議という、審議というものを踏まえれば、もう少し違った場所で、執行部と議会のトップが膝を交えて話す、これが必要だったかと思っています。

この措置が最善の策ならば、まだいいです。しかし、応急的な、緊急を要すると、応急的な措置を考えたときこそ、もう少し、例え半日でも、いや、3時間でも1時間でもいいです。しっかりと物事を見据えて、一番いい策を練っていく。こういうことがないと、どうしてもその議会からの意見、一番いいものを一番早く決められな

い。それが専決というのであれば、もう何も申し上げられませんが、どうしても、この工事の発注が入ってる。そして、見積もりはもう前後して、物事がスムーズに進んでるんです。

私も少しだけ民間の経験ありますけど、余りにもすばらしい——すばらし過ぎるぐらい、事の運びが早すぎた。何かこれ、もうちょっと違ったところの協議とかあったんじゃないかなとか、いろんな思いがして、私が普通の一般市民だったら、ちょっと不審に思ってしまうぐらいのスピーディーさ。こういうことを見ましても、誰が見てもなるほどと納得いくと、そういったところが、どうしても一議員としても承知できなかったですね。

ですから、私からも確認等重ねますけれども、これからの専決の手法の活用の仕方、そして議会と執行部のあり方、これをもう少し時間をかけて、至急なほど、30分でもいいですから、お時間を据えた上での協議を進められるような、見える化ですね。物事が見える、そういった過程での議会と執行部のあり方を望みながら、私の反対の意見とします。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかに御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） それでは、これより議案第75号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（猶野智和君） 挙手少数であります。よって、議案第75号は不承認とされました。

次に、議案——ここで、4時10分まで休憩いたします。

午後4時04分休憩

午後4時45分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、会議を開きます。

竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 次の議案に入る前に発言をさせていただきたいと思いますが、委員長いかがですか。いいですか。

○委員長（猶野智和君） はい。

○委員（竹岡昌治君） それでは、委員長のお許しをいただきましたので、先ほどの専決処分のことについて、いろいろ意見を交わしました。討論はあったんですが、その中で、私、どうしても二点ほど気になる問題がありまして、このまんまで進められるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

一点は、山中委員の前半については、私、大賛成と申し上げました。後半については触れませんでした。これは議長にちょっとお尋ねをしたいと思うんですね。

なぜかといったら、我が会派の会長が、一般質問を実は、小学校のエアコンについて——設置についてという一般質問をやったんですね。それで、私も何でこんな専決が出た後、あんな一般質問するんかねって聞いたら、私は、今朝まで知らなかったというのが、確か議運の日だったと思います。記憶としては。そうしますと、副議長が知ったのは、確か、議運の日だったと私は認識してるんです。議長もそのときに、ちょっと専決で失敗したかなってというようなつぶやきがあったんです。

そこで、ちょっとお尋ねなんです。山中委員が言われたように、正副議長が協議した結果なのかが一点。

二点目が、議長も、そういうつぶやきではあったんですが、おっしゃったんで、何らかの外部の意見なり、調査をされたか、その二点について、ちょっとお尋ねをしたいと思うんです。

三点目は、秋枝委員。言い方悪いけど、ちょうど今から私たちも反対意見を言おうかなと思った矢先に、文句があるんなら不信任案出せばいいじゃないかと。それも選択肢の一つとしてあるじゃないかという、いわゆる、私は不穏当な発言だと、こういう認識を持ったんですが、これ、誰に聞いたらいいんですか。これは、不穏当な発言なら、私は懲罰委員会を要求したいと思います。

この3点について、お尋ねをしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 荒山議長。

○議長（荒山光広君） 今、このたびの専決処分につきまして、市長から相談があった。これは事実でございます。

その際に、副議長等と相談したかということでございますけども、実は8月の9日の日に、相談があったのは事実でございます。そのときに、いかにも急ぐというふうなお話でございました。

臨時会開く云々については、先ほど秋山委員の質問に答えたとおりなんですけども、本来であれば副議長、あるいは議運の委員長、また、各会派の皆さんと相談すべきであったなど、今になって思うわけでございます。

それで、その後ですね、9月4日に本会議がありまして、議案の上程がされ、当然そのときにも、専決について、いろいろ議論があったところでございます。

その後ですね、私の市長とのやりとり、これがどうだったのかなあという自戒も込めて、実はある有識者の方に、今回の事案について、私の判断はどうだったんだろうかということで相談を——相談といいますか、事務局を通じて、このたびの議長の判断について意見を聞いてくれということで指示をして、回答もいただいております。

この回答については、もしあれだったら、事務局のほうから皆さんのほうに報告をさせたいというふうに思いますけども、委員長の取り計らいをよろしく願いたします。

不穏当の発言については、私のほうから言うあれはないと思いますので、また、皆さんでよろしく願いたします。

○委員長（猶野智和君） それでは、資料があるようですので、皆さんのタブレットに配信をいたします。

今、事務局より、報告というのがきましたので、こちらを読み上げていただきます。綿谷事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） ただいま配信いたしました件でございます。

こちらは、議長より指示がありまして、有識者にお問い合わせをして、出た答えでございます。

2件ほど、問い合わせをしております。

まず、一番最初のほうでございます。

市長より、今回の猛暑対策として、小学校普通教室にエアコンを設置する経費について、補正予算を組むが、臨時議会を招集するか、専決処分を行いたい旨の相談が議長にあった。

なお、議長は、補正予算の内容については詳細には知らされていない。

このことに対し、議長は時期的なこともあり、臨時議会は難しいと判断し、専決処分することに理解を示された。

この議長の対応について、何か問題はあるかという、これが一問目の問いでございます。

見解といたしましては、市長から事前に相談があり、専決処分に理解を示されたことは問題ない。議長が理解を示したとしても、それが議会の承認を担保するものではない。補正予算の専決処分については、直近の議会に報告し、承認を得るものであり、質疑を行った上で、議会としての判断をするものである。

なお、今後、同様な案件があれば、議長は会派代表者会議、議会運営委員会委員長、常任委員長のいずれかと相談したほうが適切と考える。場合によれば、議員全員協議会において対応を検討することも、選択肢の一つである。

また、市長が本会議で、「議長と相談し専決処分を行った」という発言は、市長に——市長の資質に問題があると考え。市長が専決処分するという行為に至る過程で、議長に相談したことは、市長自身の専決処分を行使しようとする判断材料の一つである。その過程を、公の場で発表するという行為は、通常では考えられない。事実行為として、事前に相談があったわけではあるが、そもそも議会の招集権、専決処分は市長が有する権限である。

前述したように、議長は議会を代表しているが、具体的な議案に対しては、議員、委員が審査、審議の上、判断するものであり、議長が専決処分に理解を示したからといって、承認を担保するものではない。

二つ目の問いといたしまして、今回の猛暑対策としてのエアコンの設置の補正予算は、地方自治法第179条第1項でいう、特に緊急を要するに該当するかという問いかけに対し、見解といたしまして、その時期や状況等を総合的に検討し、判断するものであるため、今回が特に緊急を要する案件なのかは——これ、自治体と書いておりますが——執行部及び議会が判断するもの、これには、客観性が必要であるという見解をいただいております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） これを見て、午前中ですね、私が、きょう申し上げたように、裏話っていいですかね、それを表に出すのは、いかがなものかという話は何回もしました。

国会でも、仮にですよ、どこそこの料亭であんと話したじゃないですかって、

そんな話が出たら大変ですよ。お互いに——休憩時間にも、いろいろと議員間同士、あるいは執行部とも調整がいろいろあるわけですよ。それを、みんな表のところで、いやあのときは、あんたがこう言ったからこうしました。私は、やっぱり恥ずかしいという表現をしましたが、ここでも御指摘を受けてるとおりだと思います。

そこで、我が会派の会長の安富委員の名誉も、私は守りたいと思っております。

それはなぜかっていうと、山中委員は、正副議長が協議したとおっしゃるんですが、恥ずかしながら、議長、副議長の連携がうまくいかなかったのも事実であろうとは思いますが、副議長は知らないまま、ああいう一般質問をしたという経緯がございます。その辺だけは理解をしていただきたいし、山中委員にも理解いただければ、訂正発言をしていただきたいなとは思いますが、委員長のお考えに従います。

○委員長（猶野智和君） 山中委員、先ほどの御発言の中に、訂正される箇所がございましたら御発言をお願いします。山中委員。

○委員（山中佳子君） 専決処分にするかどうかというような大変重要な問題を、私は、議長一人で判断されたとは、とても思いませんでした。それなら、誰に相談するかということになると副議長だということで、副議長だと思いましたので、議長、副議長の相談があったものというふうに思いました。

そして、今、配信された文書ですけれども、アンダーラインが引いてあります。私、ここが問題じゃないと思います。その上が問題だと思うんです。「今後同様な案件があれば、議長は、会派代表者会議、議会運営委員会委員長、常任委員長のいずれかと相談したほうが適切と考える。場合によれば、議員全員協議会において、対応を検討することも選択肢の一つである」。ここに、どなたがアンダーラインを引いたかわかりませんが、私はその上にもアンダーラインを引くべきだと思います。

そして、副議長に対して、そういうふうな事情があったということは知りませんでしたので、先ほどそのようなことを述べましたが、なかったのでしたら、そのように理解しております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 議長と副議長が協議をされてという部分を訂正——取り消しされるということによろしいですか。

○委員（山中佳子君） 取り消す気はありませんけれども、されなかったということですので、そのほうは理解しますということで。初めは、そのように思っておりましたので。今はそのような、いろいろなお話がありましたので、そうでしたかということで、訂正はいたしません。

○委員長（猶野智和君） 先ほど、協議をされたという前提で、賛成意見を……。

○委員（山中佳子君） そうですね。そこがポイントじゃありませんので。

○委員長（猶野智和君） いや、その部分ですね。その部分を——今は、そこが違うよという、いろいろな証言が出てきたんですけど、それを聞かれた上で、その部分を取り消されるということはされない。

○委員（山中佳子君） はい、そのとき私はそのように思っておりましたので、私は、訂正はしたくないと思います。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） はい、よくわかりました。それでは、本日は、私はこれをもって退席させていただきますか。

反対意見を申し上げれば、反対なら不信任案を出せと。これは、今後ですね、質問とか反対意見も言われないということなんですね。それから、片や違っても、事実を認めるけど、私は訂正しない。

私も、財政課長とやりとりしました。固定資産の問題、それから備品、工事の問題、これも後日と申し上げたのは、精査した上で、もし違っていれば、私は訂正発言する気だったんで申し上げたんです。

今後、これを精査しまして、本当にこれが工事なのか、備品購入なのか。そして備品購入としたら、あの契約書どおりやられてるかどうかというのを精査しないと。その上で、私が間違っていれば、訂正発言をしたいと思ってましたが、こんな議会ならば、申しわけありません。私ちょっと頭が混乱してますんで、退席を許可していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（猶野智和君） では、ここで暫時休憩いたします。

午後 5 時 0 0 分休憩

午後 2 時 5 2 分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き委員会を開きます。

休憩前に、竹岡委員より退席許可の申し出がありました。許可はいたしません。
竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 私が休憩前にですね、退席を求めました。今、委員長から、それは認めないということでございましたが、再度お願いをしたいと思います。

と申しますのは、この委員会、きのう放映をされました。そして、一番見られた方がわからなかったのは、専決処分って何なのと、こういう話でした。

委員会の最初のころに、岡山委員が専決処分について、るる説明をされたと思います。私も、そのとおりだと思うんですね。専決処分というのは、議会を開くことができないとき。今回は、地方自治法上に基づいて開く——早く言えば、開く時間がなかったんだと。緊急を要するためですね、議会の招集する時間的余裕がないと明らかであると認めるとき。いわゆる、客観的に見て、時間がないというときにはやむを得んと。

例えばですね、議員全員が海外出張してたと。その間に庁舎が崩れたと。これは大変なことだといって招集しようにもできない。こういうときには、緊急を要するということになると思うんですね。

ところが、先だつての委員会の中でもお聞きしましたように、2日あれば招集かけられるんです。でも、開く間がない。それが客観的に見て明らかであれば、専決をしてもやむを得ないと、こういうことになってます。

何で議会がその議決権を、言い方悪ければ、ないわけですね。今回、これを否認しようと、認めようと関係ないんです。もう専決処分した以上は、議会はいらないんです。何を言っても。

いいですか、かつて鹿児島県の阿久根市、御存じだと思うんですね。これも相当前の話なんです。確か20回ぐらい専決処分やったんですね、市長が。これは理由がありました。市長が招集かけても議会が応じなかったから、専決していかざるを得なかった。それでも、余りにも回数が多いということで、国はどうとう地方自治法を改正されたでしょう。それぐらい重たいんですね。

そして、よろしゅうございますか。今、我々は、お隣の国に住んでるんじゃないんですよ。日本の国なんです。日本の国はどういうことかといったら、資本主義社会ですね。民主主義社会です。その中で、個人から、あるいは企業から税を取って

るわけですね。当然、租税措置法で強い法律ですよ。

ですが、その代わり、その代わりにですよ、そうした税だとか、あるいは使うほう、そうしたものを、いわゆる独裁政治にならないように、歳入歳出予算を議会の議決を得るということが大原則なんです。

にも関わらず、今回、幾ら客観的に見ても、十分、私は間に合った。時間はあったと思います。私だけじゃなくて、反対された方はみんなそうだと思います。にも関わらず、他の議員さんによったら、英断をもって専決した。いわゆる独裁政治に入った。それを称賛したことと同じなんです。我々議会がいないということなんです。

私は、そんな委員会を今からやってもだめだ。全部専決されたらどうですか。だから議論する必要はないんじゃないですか。こんな委員会なら、私は退席させていただきますと、こういう趣旨で申し上げました。にも関わらず、退席は認めないと、こういうことなんです。

委員長、この専決という重みをどうお考えなんですか。我々議会がいないと、否定されたんですよ。幾ら考えても、客観的に時間がなかったとは私は思っておりません。十分時間はあったと思います。

にも関わらず、こういう暴挙に出られて、それを称賛する議員さんもいらっしゃる。文句があるなら——いいですか、文句があるなら不信任案という選択肢もあるじゃないかと。まるで——どう思います。これが、我々民主主義国家、あるいは財政民主主義って御存じでしょう。財政民主主義——国家が、そうした議会が議決権を放棄するような、こんな事態が起きてるにもかかわらず、私は、どうしても納得できません。

再度、委員長に申し上げたいと思います。こんな議会が続くんなら、私は退席をさせていただきたい。もう議論する気はありません。議論しても、文句があるんなら——余りにも横暴じゃないですか。もし、反対意見があるとするならば、不信任案出せばいいじゃないかと、がたがた言うなというのと一緒ですよ。再度、委員長に退席を求めたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 先ほどの専決に関する議案は、一応終結はしております。

この終結のタイミングで、私は個人的な意見は一切、その中では言うっておりませんが、全て最後の結果が出た後ですので、一言言わせていただきますと、専決になり

ますと、まずこの場、委員会に付託されることが慣例的にございません。

ですので、専決になると、ここ数日議論してきた、この内容の濃い議論というのが、そもそもなかったことになっております。

ですので、いろいろそれぞれの立場があると思いますが、ここでいろいろ議論されたということは、テレビを通して、市民の方にも伝わっていると思いますので、やはり、こういう付託という、委員会で議論するというものを飛ばしてしまう専決というのは、やはり、慎重でなければならなかったとっております。

それともう一つ、テレビを見てるお子さんですとか、学校関係者の方、ここで、不承認という結果になったわけですが、そのことになったということで、学校に既についていたエアコンですとか、そういうものが撤去されるということとはございません。その点は安心してください。

ある意味、逆に言うのですね、専決というのは、いくら否認、否決してしまっても、結果はもう変わりません。それだけ専決というのは、強い権限で予算執行されるものです。

ですので、これが繰り返されると、先ほど竹岡委員がおっしゃった、独裁的なものになってしまうのではないかという懸念があるので、すごく慎重にいくべきものであるとっております。

ですので、テレビを見ていらっしゃる関係者の皆様方、今、ここにいる大人たちはですね、その結果——専決の結果について、変えようとしているわけではありません。その予算執行にされたプロセスについて、是非について、大人としてのけじめというか、それをとるために、ここで話し合いをしておるわけで、そのあたりの顛末は、それぞれの立場で、今、議論を聞いていただいたとっておりますので、そこは、御意見等をみながら、思うところは思っただければと思っております。

個人的な意見でございますが。

そして、竹岡さんが——竹岡委員が、改めて、退室の許可を出されましたが、私が認めないという考えは変わりません。

以上です。

ほかにございますか。山中委員。

○委員（山中佳子君） この予算決算委員会において、18日に審議いたしました議案第75号専決処分の承認についての討論の際、この専決処分の妥当性について、

自分の考えを申し上げました。その中に、議長と副議長が慎重に協議をされた結果、臨時議会を開催する必要はないとの判断をされたものとの趣旨の発言をいたしました。

しかし、その後、議長より、この専決処分の件については、市長から相談を受けた議長が対応——議長で対応したもので、事実誤認である旨の報告を受け、委員長より発言の訂正を求められたところです。

その際、専決処分に関する判断に、副議長が加わっていないことは理解いたしましたが、訂正を求められている発言時には、そのような認識はなかったため、発言を訂正することを拒否いたしました。しかし、やはり発言を訂正すべきであろうと考えております。

したがって、私の発言は、会議規則64条において、発言の訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができないとありますように、字句の変更ということで、委員長と相談して差しかえ——委員長と御相談の上、取り計らっていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（猶野智和君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 私は、この予算委員会におきまして、議案第75号専決処分の承認についての討論——討論で、賛成意見を述べる際、市長の行政の進め方に不信があれば、地方自治法に基づく不信任案を出せる選択肢もあるとの発言をいたしました。これは、反対意見を述べられる方に対して、確かに、配慮にかける発言であったと反省をしております。申しわけなく思っております。よろしくお願いいたします。

したがって、ただいま申し上げました私の発言につきましては、委員会記録から削除していただきますよう、委員長にお取り計らいをいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（猶野智和君） ただいまの——ただいまの山中委員、秋枝委員の件につきましては、委員長において、のちほど委員会記録を確認の上、善処いたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） それでは、そのように取り計らいます。

審査を続けます。議案第79号平成30年度美祢市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君） それでは、歳出の12、13ページをごらんください。

3款民生費・2項児童福祉費・1目児童福祉総務費、説明欄005児童クラブ運営事業におきまして、児童クラブ運営委託料を76万8,000円追加しております。

これは、障害のあるお子さんの受け入れのために、新たに支援員の配置が必要となったことによる追加であります。

また、この事業に係る追加に伴う財源につきましては、国庫支出金25万5,000円、県支出金25万5,000円、保育料としての負担金1万8,000円を計上しております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 市村農林課長。

○農林課長（市村祥二君） 次に、6款農林費・1項農業費・3目農業振興費において158万円を追加しております。

説明欄011中山間地域等直接支払事業につきまして、中山間地域等直接支払交付金として158万円を追加するものです。

これは、4期対策の4年目を迎えております中山間地域直接支払事業に、本年度より新たに協定を締結する2協定の追加手続きが完了したことにより追加するものです。

この2協定の追加により、協定数は110協定、協定面積1,230.7ヘクタール、交付金総計1億4,499万3,000円となります。

なお、歳入として、国県4分の3補助の118万5,000円の県支出金を予定しております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 白井観光商工部次長。

○観光商工部次長（白井栄次君） 続きまして、7款・1項商工費・2目商工振興費におきまして、69万5,000円の追加を行ってございます。

内容について、御説明申し上げます。説明欄010再犯防止地方創生連携協力事業に係るIT人材育成等事業とございます。

この再犯防止地方創生事業協力事業につきましては、まず、本年6月に、法務省

と美祢市、それからヤフー株式会社と株式会社小学館集英社プロダクションのこの4者により、美祢社会復帰促進センターにおける再犯防止地方創生連携協力事業基本協定書が締結をされたところでございます。

さらに、この基本協定書に基づいて成立をいたしました、ウェブストア道の駅おふくミネコレカート（仮称）共同事業契約書の規定によりまして、美祢市社会復帰促進センターにおいて行われます職業訓練、ネット販売実務科を実施することを通して、受刑者の改善更生及び社会復帰を支援するなど、地域ぐるみの再犯防止に資する取り組みの充実を図ることとされております。

そして、この職業訓練におきまして、制作をされましたストアページは、道の駅おふくに提供され、このストアページを活用して、美祢市特産品等の販売を実施することによって、地産外商の推進や美祢ブランド力の向上を図るなど、地方創生にも寄与しようとするものでございます。

今回、計上いたしました69万5,000円のうち、まず、施設備品購入費18万3,000円につきましては、道の駅おふくにおいて、ストアネット運用に当たって必要なパソコンや作業テーブル等を購入する経費でございます。

次に、手数料51万2,000円につきましては、当該事業が本市において実施されることを契機として、ネットショップについての概念やノウハウ等を市内に定着させ、販路拡大の一助となることを期待して、市内の事業者を対象としたネットショップの運営に係る知識や技術を提供するための講習会の実施に係る経費を、それぞれ計上いたしましたものでございます。

なお、講師につきましては、ヤフー株式会社の職業訓練担当者を予定しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 秋本生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（秋本勝彦君） 続きまして、10款教育費・5項社会教育費・3目図書館費であります。

これは、カルっちゃんお美祢様からの指定寄附の申し出を受け、美祢市図書館に係る図書を購入するため、備品購入費を3万円追加するものであります。有効に活用させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 井上文化財保護課長。

○文化財保護課長（井上辰巳君） それでは、14、15ページをごらんください。

10款教育費・5項社会教育費・5目文化財保護費、説明欄016化石採集場化石調査事業であります。

これは、2010年に化石採集場で採集された化石が、日本初発見であるディキノドン類化石であることが判明し、ことし2月に記者発表を行ったところですが、その際、化石採集場は一般開放を中止して、追加標本の採集を主目的とした調査を行うと発表しております。その後、山口大学等と協議を行いまして、調査の準備が整いましたので、今回補正予算を提出させていただきました。

主なものは、岩石の剥取りを行う作業員賃金、山口大学ほかへの報償費、普通旅費、消耗品費で合計105万9,000円でございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） 続きまして、歳入の御説明をいたしますので、8、9ページをごらんいただきたいと思います。

国県支出金等の特定財源につきましては、先ほどの歳出の説明の際に申し上げてございますので、それ以外のものについての御説明とさせていただきたいと思えます。

まず、9款地方特例交付金・1項地方特例交付金・1目地方特例交付金におきまして、本年度の交付決定を受け、59万9,000円を減額いたしております。

続いて、10款地方交付税・1項地方交付税・1目地方交付税におきまして、本年度の交付決定を受け、2億6,228万1,000円を追加しております。

続いて10、11ページをごらんください。

18款繰入金・1項基金繰入金・1目財政調整基金におきまして、普通交付税の交付決定を受け、財政調整基金の繰入金2億4,899万3,000円を減額いたしております。

続いて、21款市債・1項市債・10目臨時財政対策債におきましては、発行限度額の決定に伴い1,030万円を減額しております。

続いて、地方債の補正の御説明をいたしますので、4ページをごらんください。

続いて、地方債の補正であります。臨時財政対策債につきましては、限度額の変更

を行っております。

以上で、平成30年度美祢市一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ちょっと財政課長にお尋ねをしたいと思います。

10ページ、11ページ、財政調整基金なんですが、先般、一般質問のときに私が、財務4表のことについて、退職給与引当金、どこに担保してあるかと申し上げました。そしたら、財政調整基金だと、こうおっしゃったんですね。

そこでお尋ねなんですが、現時点での——現時点っていうよりは、そうですね、決算処理ですから、今年の3月31日現在でも結構です。期末の退職給与引当金と財政調整基金がバランスがとれてるかどうか、金額を含めて御説明願いたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） ただいまの竹岡委員の御説明についてお答えいたしたい
と思います。

今現在の公会計によります、貸借対照表上の退職手当の引当金につきまして、連結会計部分で申しますと39億5,300万円程度、この退職手当の引当金が必要というふうになっております。

それに対しまして、29年度末の財政調整基金は24億4,500万円程度ということになっておりますが、ここにつきましては、現状では単式簿記の関係のように、毎年の支出に対して財源の調整ということで、財政調整基金を入れていくという考えにしておりますので、現在におけるトータル額で見れば、引当額より少なくなっておりますが、これは毎年、退職するものについては、今後、計画的にそれに見合う財源を確保するという考えにしております。

説明については、以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 私が一般質問で申し上げたとき、私の言い方が悪かったかどうかは別としまして、退職給与引当金は、通常、別な口座を設けて担保しておくのが普通なんですが、そのことに触れてですね、どこで担保されているんですかと申し上げたところが、財政課長が財政調整基金だと、こういうふうにお答えいただ

いたんですね。そのときも、少し足りない、バランスが退職給与引当金のほうが多いと。

ですが、今のように単式簿記でとおっしゃったんですね。確かに、それはそうなんです、もう国が複式簿記、いわゆる財務4表、貸借対照表によって、いわゆる固定資産の長期——そのとき申し上げたと思います。一般市民の皆さんに、どういう行政サービスができるような投資がされてるのか。あるいは将来のスクラップにしても、それからランニングコストにしても、どの程度かかるかという一つの指標だと思います。

退職給与引当金というのは、やはり職員の皆さんがお辞めになったときのために、どこに担保しておくのかと、こういうことで、私は御質問申し上げたんです。そのときに、財政調整基金が二十数億しかないのになあと思いながら、本題の質問でありませんでしたので、聞き返しませんでした。

ですが、今後ですね、財政調整基金を退職給与引当金の担保とするならば、むやみやたらに、私は出したり入れたりはおかしいんじゃないかと思うんですね。

それについての財政課長の御見解をお尋ねしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） ただいまの竹岡委員の御質問に対してお答えしたいと思います。現状、竹岡委員のおっしゃるとおりですね、退職手当引当金に相当する額を退職手当基金等に積むべきだろうとは認識しておりますが、現状、今まで退職給付引当金という——引当金の考えが公会計に至るまでになかったものですから、単式簿記の考えで、翌年度、翌々年度、言ってみれば、財政計画のある期間内の10年スパンぐらいで調整できるような感じでの積み立てになっておりましたが、今後はそういったことを配慮して、基金のあり方も考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。戎屋委員。

○委員（戎屋昭彦君） 先ほど専決処分の話に出まして、エアコンの関係について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

先だって安富委員が専決処分の際に、エアコンの電気代のことでちょっと話があったと思いますが、ちょっと、お答えがちょっとはつきり聞き取れなかったも

んですから、それに関連したちょっと質問を——実際、この資料に載ってませんので、口頭でしゃべらせていただきます。

エアコンを現在、今回の夏につけたんじゃないなくて、今までついてた小学校のエアコンについては暖房、冬はエアコンでやっていらっしゃるのか、それとも灯油とかファンヒーターですか。

それともう一つは、エアコンを今までつけてないところの学校についての冬の暖房は、どのようなことでやっていらっしゃるんでしょうか。ちょっと総務課にお聞きしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 西村教育総務課長。

○教育総務課長（西村明久君） 戒屋委員の御質問にお答えいたします。

既にエアコンを設置している学校については、暖房もエアコンのほうで実施をしております。まだ、未設置なところについては、ブルーヒーターのほうを使って、暖房のほうを行っておる状況でございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 基本的にですね、この補正とはずれてしまいますので、一応、これを最後をお願いします。

○委員（戒屋昭彦君） 今委員長のほうから、補正とずれてるといふ、私は補正をとっていらっしゃらないかどうか、それでちょっとお尋ねしたかったものですから。

今、エアコンをつけられたということで、冬はブルーヒーターということで、エアコンつけられたことによって、今回36台ですか、それによって、当然ブルーヒーターを使われるための、その部分を削除されて電気代を上げられた。そのあたりの補正がちょっと、どのように組まれたかということでお聞きしたかったものですから。

○委員長（猶野智和君） 西村教育総務課長。

○教育総務課長（西村明久君） 戒屋委員の御質問にお答えいたします。

今、当初配算しておりますブルーヒーター等使用する場合の灯油代とか、そういったもろもろの経費がございますので、今後は、電気代にそれを光熱水費ということで、電気代のほうでですね、支払っていくっていうようなことになろうかと考えております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 13ページなんですけど、一番上の005児童クラブ運営事業なんですけれど、これは支援学級っていうんですか、その方の、何か児童クラブを新設するということがあったように思うんですけれど。美祢市内には、支援学級は各地に——各学校にはありますが、もし要望があれば、こういった児童クラブも——要望があったときに児童クラブ、こうした形で対応していただけるのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（猶野智和君） 内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

これについては、支援学級ではなくて、通常の児童クラブにおいて、障害のあるお子さんの受け入れがあった——要望があったときには、支援員が必要であれば、その都度対応しているという状況でございます。なので、特別学級とか支援学級ではございません。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 同じような事例が出た場合には、児童クラブは開いて——していただけるかどうかをお尋ねしましたが。

○委員長（猶野智和君） 内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君） ただいまの再質問にお答えします。

これにつきましては、当初、配算している委託料の中で、不足が見込まれば、その都度——昨年度も途中で障害のあるお子様の受け入れをいたしておりますので、不足が見込まれるということで、その都度、途中で補正をしております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） はい、ありがとうございました。よろしく申し上げます。

それと、010の再犯防止・地方創生連携協力事業に係るIT人材育成等事業なんですけれど、これは、社会復帰促進センターと小学館、ヤフー、4者でということなんですが、職業訓練として、その実施体制としては、職業訓練生は何人で、どういう選定基準があるのでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 藤澤地方創生監。

○地方創生監（藤澤由文君） ただいまの三好委員の質問にお答えいたします。

職業訓練の実施体制でございますけれども、職業訓練のほうは、美祿社会復帰促進センターの職業訓練の一環として、美祿同センターのほうで管理をしております。

現在のところ、職業訓練生は計5名というふうに聞いております。選定基準につきましては、同センターのセンター長を初めとする組織の中で、内規等を定めた上で、それに基づいて選定しているものというふうに承知しております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） ありがとうございます。この中で、男性ばかりではない、女性の方も含まれてるのでしょうか。男女同じではないかと思いますが、どうなんでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 藤澤地方創生監。

○地方創生監（藤澤由文君） ただいまの質問にお答えいたします。

本年度の事業につきましては、男性のみを対象としておりまして、男性5名というふうに聞いております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 昨日も備品のことが話題になっておりましたが、このパソコンを買われたということなんですが、これは備品で計上されてありますが、美祿観光開発株式会社のほうの備品になるように聞いたのですが——なると思いますが、その場合の一般管理費、経費なんですけど、この場合の科目の中で、支払いリース料になるのか、行政財産使用料になるのか、この科目がどこに入るのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（猶野智和君） 白井観光商工部次長。

○観光商工部次長（白井栄次君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

今回の備品購入費につきましては、行政が——行政の財産として購入をいたしまして、道の駅おふくにおきまして使用するというところでございます。

もちろん、道の駅の中に、もう既にパソコン等は設置をしてあるわけでございますけれども、現在使用しておる部分と、今度インターネットということで、外部と

の接続も多くなりますので、そういう内部の情報と外部との情報との混乱を避けるために、今回あえて別のパソコンを買いそろえまして、業務に資するものというふうに考えておるところでございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでは、何点か質問してまいりたいと思います。

2 ページ、3 ページです。繰入金の件で、まず、基金繰入金については2 2 億 6 7 5 万 5, 0 0 0 円、今回2 億 4, 8 9 9 万減りまして、残っているのが1 9 億 5, 7 7 6 万 2, 0 0 0 円、このようになっております。

それで、先ほど竹岡委員も言われましたけれども、1 0、1 1 ですね、この財政調整基金繰入、補正前の額が8 億 5, 0 0 0 万円ということで、上がっていたものが、今回、地方交付税の入ってくる額、金額、それによってこの額になったとか、そういった説明じゃなかったかと思っております。

地方交付税の逓減化ということで、当初、5 年間で1 3 億、この地方交付税が、国の財政状況も厳しいということで減っていくということでありまして——合併によってですね。それでですね、逓減が来年か再来年にはおさまって、1 3 億程度ぐらいに、地方交付税がかなり減ってくるということで、今回、そういった背景であって、今回、その逓減というのが割合大きな額じゃなくて、地方交付税がかなり大きく目減りした——しなかった、その影響というのが、今回、この財政調整基金の繰り入れ部分がたくさん使わなくて済んだと思っておりますけれども、その辺の説明と今回補正で8 億 5, 0 0 0 万を出しておってですね、実際、最終的には6 億程度残るとということで、当初、この8 億 5, 0 0 0 万使っていかなかうならなかった。それはどういう目的で、今回補正を8 億 5, 0 0 0 万も出したのか、この辺のちょっと説明ができれば、先にしていただきたいと思っております。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） それでは、岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、財政調整基金の繰り入れが8 億 5, 0 0 0 万円、当初予算でありまして、それが、このたび2 億 4, 8 9 9 万 3, 0 0 0 円ほど減額しておるが、その理由ということでよろしいかと思ひまして、それに対して説明したいと思います。

当初予算におきましては、予算編成に当たりまして、財源が不足しておりましたので、その分について、財政調整基金から、予算編成するに当たりまして8 億 5,

000万ほど繰り入れをいたしております。

このたび、2億4,000万程度減額の主な理由は、先ほど委員もおっしゃいましたとおり、普通交付税の決定がこのたびありまして、当初予算では、5億飛んで——50億飛んで5,000万円の普通交付税を予算上見込んでおりましたが、このたびの交付決定が53億4,773万——失礼しました。53億4,700万円程度の交付決定がございました。ですので、その歳入の差分ほど、このたびの補正予算におきまして、繰入金を減額したということでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ありがとうございます。そういったことで、今後、この財政調整基金、今回はそういった面で、当初50億と見込んだものが53億入ってきたということで、その分が繰り入れがマイナス2億4,800万ということだと思います。

それで今後、まだ、地方交付税の逓減化が進んでいくと思いますけど、来年、再来年ぐらいまでかな。そうすると今後、この財政調整基金の移行については、来年で終わるんか、再来年で終わるんか、ちょっとわかりませんが、今後、その移行も今回と同じような形であれですか——同じような形で対応されるかどうか、この辺の見通しについてはどうでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） ただいまの御質問にお答えしたいと思いますが、普通交付税は委員おっしゃられましたとおり31年度で、合併算定替の期間が終了いたします。

本年度におきましては、合併算定替の30%が追加されておりまして、31年度については、合併算定替の10%しかつかなくなります。当然、来年度減りますが、本市の財政計画におきましては、その逓減を見込んで財政計画を立てておりますので、それに対する財源については、歳入確保を図るとともに、歳出の削減で対応するようにしていくようになっておりまして、財政計画のとおり、財政運営を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） はい、わかりました。

それでは、ちょっと今度13ページなんですけど、児童クラブ運営事業費79万8,000円ついております。これは、クラブの運営委託料ということでありませうけれども、これは全てあれですかね、そういった運営にあたって、委託料ですから、そういった学校施設に——クラブにクーラーとかもついてるし、その電気代もあわせて、この中に入っているということをもてみてもいいんでしょうか。この点お尋ねします。

○委員長（猶野智和君） 内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君） 岡山委員の御質問にお答えいたします。

この委託料の中には、そういったもろもろの運営費、電気代も込み……。

○委員長（猶野智和君） 今、退席されました。

○地域福祉課長（内藤賢治君） ただいまの御質問ですが、この運営費の中には、そういった電気代も含めた運営費も込みで計上しております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ちょっと質問しようと思っても、ちょっと今の件で、ちょっと飛んでしまいました。

今、文部科学省は学校、施設関係、こういったところの今後、クーラーを設置したいと、そういったところは従来は30度から、下は10度の範囲で管理していきなさいよという形で、確かあったと思います。

それで、今年度からは学校における、また、児童クラブも入るかどうかわかりませんが、温度管理がですね、下が17度、上は28度、こういった形でしっかりと管理していただくよってという文科省の通達か何か、確か私はあったと思っております。

それで、今後、その電気料金とかが今入っていると伺いましたので、そういった面では安心しましたがけれども、今後ですね、どうか今入っていないかと私ちょっと思っておりましたから、今の執行部の説明、内藤課長の説明で入っているということに安心したところです。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 今回の再犯防止・地方創生連携協力事業にかかわる件ですが、今回は、男子受刑者5人ということなんですが、女性——今後、女性も職業訓練が受けられるようにしていただきたいと思います。

女性は女性としての特性もありますが、今回、パソコンでの職業訓練ということなので、男女平等であってほしいと思います。今後も、女性の職業訓練をしていただきますように意見を述べます。賛成意見です。

○委員長（猶野智和君） 三好委員、今のは賛成意見ですか、反対——。反対意見ですか。反対意見です。三好委員。今、法務省に関する事で、この補正とは関係ないお話ということじゃないですか。その辺は賛成意見なのか、反対意見なのかを述べてください。三好委員。

○委員（三好睦子君） 賛成意見です。法務省にですが、今回の事業ですから、男女平等にしていきたいと述べました。賛成意見として、意見を述べさせていただきました。

○委員長（猶野智和君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） それでは、これより議案第79号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案2件につきましても審査を終了いたしました。

その他委員の皆さんから何かございましたら、御発言をお願いいたします。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 討論の時間に、賛成とも反対ともわからん。そして最後に要望ですって、それも議会じゃなくって、よその省庁に関する事を、今言われたんですが、やはりちょっと、委員長控えさせてください、そういうのは。お願いします。

○委員長（猶野智和君） 三好委員。何度となく言っておりますので、そのあたりは御理解いただきまして、よろしく願いいたします。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力まことにありがとうございました。お疲れ様でございました。

午後 3 時 4 3 分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年9月18日

予算決算委員長